

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 甲府河川 C C T V 設備設置工事
工事地名	甲府河川国道事務所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 2月
2) 事務所名	甲府河川国道事務所 防災課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025020008	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	318日間 自 令和 8年 4月15日 (当初) 至 令和 9年 2月26日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	山梨県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	身延地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	富士川	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 2月 6日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 甲府河川C C T V設備設置工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
通信設備(機器単体)			式	1		105,129,000			
有線通信設備			式	1		38,379,000			
光通信用端局装置			式	1		38,379,000			
10GBASE-Rインタフェース (SFP+) ZR	ギガビットイーサネット 長距離インタフェース	個	2	4,580,000	9,160,000				単-1号
10GBASE-Rインタフェース (SFP+) ER	ギガビットイーサネット 中距離インタフェース	個	6	2,870,000	17,220,000				単-2号
10GBASE-Rインタフェース (SFP+) LR	ギガビットイーサネット 短距離インタフェース	個	4	1,130,000	4,520,000				単-3号
無線LAN-AP	タイプB、POEインジェクター付き	個	9	831,000	7,479,000				単-4号
CCTV設備		式	1		66,750,000				
CCTV装置		式	1		66,750,000				
HDIPカメラ装置	機側レス型、高感度	台	8	6,700,000	53,600,000				単-5号
HDIPカメラ装置 予備品、機器製作のみ	機側レス型、高感度	台	1	6,700,000	6,700,000				単-6号
簡易カメラ装置		台	3	1,760,000	5,280,000				単-7号

設計内訳書

工事名	R 7 甲府河川C C T V設備設置工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
CCTVモニタ		65型	台	9	130,000	1,170,000			単-8号
機器単体費									
			式	1		105,129,000			
通信設備			式	1		3,071,416			
有線通信設備工			式	1		574,186			
光通信用端局装置設置工			式	1		574,186			
10Gbpsイーサネットモジュール交換			個	6	14,160	84,960			単-9号
10Gbpsイーサネットモジュール交換 2台目以降			台	6	9,941	59,646			単-10号
無線LAN-AP設置		NW設定含む	台	7	51,140	357,980			単-11号
無線LAN-AP設置 2台目以降		NW設定含む	台	2	35,800	71,600			単-12号
工場製品輸送工			式	1		50,000			
輸送工			式	1		50,000			
輸送(電気)		輸送費	式	1		50,000			内-1号

設計内訳書

工事名	R 7 甲府河川C C T V設備設置工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
CCTV設備工			式	1		1, 075, 460			
CCTV装置設置工			式	1		1, 075, 460			
CCTVカメラ設置			台	4	82, 930	331, 720			単-13号
CCTVカメラ設置 2台目以降			台	4	58, 060	232, 240			単-14号
簡易カメラ設置			台	3	62, 280	186, 840			単-15号
CCTVモニタ設置		65型	台	5	41, 620	208, 100			単-16号
CCTVモニタ設置 2台目以降		65型	台	4	29, 140	116, 560			単-17号
CCTV設備撤去工			式	1		303, 870			
CCTV装置撤去工			式	1		303, 870			
CCTVカメラ撤去		非IP型、不使用	台	4	20, 810	83, 240			単-18号
CCTVカメラ撤去 2台目以降		非IP型、不使用	台	4	14, 570	58, 280			単-19号
簡易カメラ撤去			台	3	20, 810	62, 430			単-20号

設計内訳書

工事名	R 7 甲府河川C C T V設備設置工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
4面DLP撤去			台	4	21,510	86,040			単-21号
モニタ撤去		壁掛け型	台	1	13,880	13,880			単-22号
仮設工			式	1		70,600			
交通管理工			式	1		70,600			
交通誘導警備員			式	1	70,600	70,600			単-23号
システムインテグレーション			式	1		997,300			
システムインテグレーション			式	1		997,300			
システムインテグレーション			式	1		997,300			内-2号
直接工事費			式	1		3,071,416			
共通仮設費			式	1		286,507			
共通仮設費			式	1		16,507			
技術管理費			式	1		16,507			

設計内訳書

工事名	R 7 甲府河川C C T V設備設置工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
電気通信施設データ作成費		式	1		16, 507			内-3号	
共通仮設費（率計上）		式	1		270, 000				
純工事費		式	1		3, 357, 923				
現場管理費		式	1		1, 376, 000				
機器間接費		式	1		9, 929, 000				
技術者間接費		式	1		2, 739, 000				
機器管理費		式	1		7, 190, 000				
工事原価		式	1		14, 662, 923				
一般管理費等		式	1		3, 108, 077				
工事価格		式	1		122, 900, 000				
消費税相当額		式	1		12, 290, 000				
工事費計		式	1		135, 190, 000				

一式当たり内訳書

輸送(電気)
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
輸送費 (電気)	50000円/台	台	1	50,000	50,000			
合 計					50,000			

一式当たり内訳書

システムインテグレーション

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム・インテグレーション	各種 24.14人/各種 0人/各種	各種	1	997,300	997,300			
合 計					997,300			

一式当たり内訳書

電気通信施設データ作成費

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電気通信技術員		人	0.595	27,744	16,507			
合 計					16,507			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一1号	10GBASE-Rインタフェース (SFP+) ZR	ギガビットイーサネット 長距離インタフェース	単位	個	数量	1	単価	4,580,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費 (個)		4580000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	個	1	4,580,000	4,580,000		
計						4,580,000		
単価						4,580,000	円/個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一2号	10GBASE-Rインタフェース (SFP+) ER	ギガビットイーサネット 中距離インタフェース	単位	個	数量	1	単価	2,870,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費 (個)		2870000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	個	1	2,870,000	2,870,000		
計						2,870,000		
単価						2,870,000	円/個	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単-3号	10GBASE-Rインタフェース (SFP+) LR	ギガビットイーサネット 短距離インタフェース	単位	個	数量	1	単価	1,130,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費 (個)		1130000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	個	1	1,130,000	1,130,000		
計						1,130,000		
単価						1,130,000	円/個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単-4号	無線LAN-AP	タイプB、POEインジェクター付き	単位	個	数量	1	単価	831,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費 (個)		831000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	個	1	831,000	831,000		
計						831,000		
単価						831,000	円/個	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一5号	HDIPカメラ装置	機側レス型、高感度	単位	台	数量	1	単価	6,700,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		6700000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	6,700,000	6,700,000		
計						6,700,000		
単価						6,700,000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一6号	HDIPカメラ装置 予備品、機器製作のみ	機側レス型、高感度	単位	台	数量	1	単価	6,700,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		6700000円/台 機器製作のみを行う	台	1	6,700,000	6,700,000		
計						6,700,000		
単価						6,700,000	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一7号	簡易カメラ装置		単位	台	数量	1	単価	1,760,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		1760000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	1,760,000	1,760,000		
計						1,760,000		
単価						1,760,000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一8号	CCTVモニタ	65型	単位	台	数量	1	単価	130,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		130000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	130,000	130,000		
計						130,000		
単価						130,000	円／台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一9号	10Gbpsイーサネットモジュール交換		単位	個	数量	1	単価	14,160
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	I Pネットワーク装置据付	光リピータ 新設 補正なし	台	1	4,833	4,833		
	I Pネットワーク装置据付	光リピータ 撤去(不使用) 補正なし	台	1	2,416	2,416		
	I Pネットワーク装置調整	光リピータ 補正なし	台	1	6,905	6,905		
	計					14,154		
	単価					14,160	円／個	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一10号	10Gbpsイーサネットモジュール交換 2台目以降		単位	台	数量	1	単価	9,941
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
I Pネットワーク装置据付		光リピータ 新設 補正あり	台	1	3,383	3,383		
I Pネットワーク装置据付		光リピータ 撤去(不使用) 補正あり	台	1	1,725	1,725		
I Pネットワーク装置調整		光リピータ 補正あり	台	1	4,833	4,833		
計						9,941		
単価						9,941	円／台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一11号	無線LAN-AP設置	NW設定含む	単位	台	数量	1	単価	51,140
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	設定変更時の装置設定(IPネットワーク機器)	無線LAN設備 無線LANアクセサリ(本体) 補正なし 補正なし	台	1	35,940	35,940		
	I Pネットワーク装置据付	I Pエンコーダ・デコーダ 新設 補正なし	台	1	6,905	6,905		
	I Pネットワーク装置調整	I Pエンコーダ・デコーダ 補正なし	台	1	8,286	8,286		
	計					51,131		
	単価					51,140	円／台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一12号	無線LAN-AP設置 2台目以降	NW設定含む	単位	台	数量	1	単価	35,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
設定変更時の装置設定(IPネットワーク機器)		無線LAN設備 無線LANアクセサリ(本体) 補正なし 補正あり	台	1	25,160	25,160		
I Pネットワーク装置据付		I Pエンコーダ・デコーダ 新設 補正あり	台	1	4,833	4,833		
I Pネットワーク装置調整		I Pエンコーダ・デコーダ 補正あり	台	1	5,800	5,800		
計						35,793		
単価						35,800	円／台	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
単一13号	CCTVカメラ設置		単位	台	数量	1	単価	82, 930	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
C C T V装置据付		カメラ装置 IP 新設 補正なし	台	1	41, 620	41, 620			
C C T V装置調整		カメラ装置 IP 補正なし	台	1	41, 310	41, 310			
計						82, 930			
単価						82, 930	円／台		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一14号	CCTVカメラ設置 2台目以降		単位	台	数量	1	単価	58,060
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
C C T V装置据付		カメラ装置 IP 新設 補正あり	台	1	29,140	29,140		
C C T V装置調整		カメラ装置 IP 補正あり	台	1	28,920	28,920		
計						58,060		
単価						58,060	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一15号	簡易カメラ設置		単位	台	数量	1	単価	62,280
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
CCTV装置据付		簡易型カメラ装置 固定式 新設 補正なし	台	1	41,620	41,620		
CCTV装置調整		簡易型カメラ装置 固定式 補正なし	台	1	20,660	20,660		
計						62,280		
単価						62,280	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一16号	CCTVモニタ設置	65型	単位	台	数量	1	単価	41,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
CCTV監視制御装置据付		モニタTV 47型以上(壁掛) 新設 補正なし	台	1	41,620	41,620		
計						41,620		
単価						41,620	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一17号	CCTVモニタ設置 2台目以降	65型	単位	台	数量	1	単価	29,140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
C C T V監視制御装置据付		モニタTV 47型以上(壁掛) 新設 補正あり	台	1	29,140	29,140		
計						29,140		
単価						29,140	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一18号	CCTVカメラ撤去	非IP型、不使用	単位	台	数量	1	単価	20,810
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
C C T V装置据付		カメラ装置 撤去(不使用) 補正なし	台	1	20,810	20,810		
計						20,810		
単価						20,810	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一19号	CCTVカメラ撤去 2台目以降	非IP型、不使用	単位	台	数量	1	単価	14,570
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
CCTV装置据付		カメラ装置 撤去(不使用) 補正あり	台	1	14,570	14,570		
計						14,570		
単価						14,570	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一20号	簡易カメラ撤去		単位	台	数量	1	単価	20,810
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
CCTV装置据付		簡易型カメラ装置 固定式 撤去(不使用) 補正なし	台	1	20,810	20,810		
計						20,810		
単価						20,810	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一21号	4面DLP撤去		単位	台	数量	1	単価	21,510
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
CCTV監視制御装置据付		モニタTV 床(卓上)固定 撤去(不使用) 補正なし	台	1	6,936	6,936		
CCTV監視制御装置据付		モニタTV 床(卓上)固定 撤去(不使用) 補正あり	台	3	4,855	14,565		
計						21,501		
単価						21,510	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
単一22号	モニタ撤去	壁掛け型	単位	台	数量	1	単価	13,880
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
CCTV監視制御装置据付		モニタTV 47型未満(壁掛) 撤去(不使用) 補正なし	台	1	13,880	13,880		
計						13,880		
単価						13,880	円／台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

単一23号	交通誘導警備員		単位	式	数量	1	単価	70,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	4	17,650	70,600		
計						70,600		
単価						70,600	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	機器単体費（個）	4580000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	単位	個	数量	1	単価	4,580,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			個	1	4,580,000	4,580,000		
計						4,580,000		
単価						4,580,000	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	機器単体費（個）	2870000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	単位	個	数量	1	単価	2,870,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			個	1	2,870,000	2,870,000		
計						2,870,000		
単価						2,870,000	円／個	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	機器単体費（個）	1130000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	単位	個	数量	1	単価	1,130,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			個	1	1,130,000	1,130,000		
計						1,130,000		
単価						1,130,000	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	機器単体費（個）	831000円/個 機器製作及び据付・調整を行う	単位	個	数量	1	単価	831,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			個	1	831,000	831,000		
計						831,000		
単価						831,000	円／個	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	機器単体費（台）	6700000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価	6,700,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	6,700,000	6,700,000		
計						6,700,000		
単価						6,700,000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	機器単体費（台）	6700000円/台 機器製作のみを行う	単位	台	数量	1	単価	6,700,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	6,700,000	6,700,000		
計						6,700,000		
単価						6,700,000	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	機器単体費（台）	1760000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価	1,760,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	1,760,000	1,760,000		
計						1,760,000		
単価						1,760,000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	機器単体費（台）	130000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価	130,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	130,000	130,000		
計						130,000		
単価						130,000	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	I Pネットワーク装置据付	光リピータ 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価	4,833
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0.07	41,310	2,891		
電気通信技術員			人	0.07	27,744	1,942		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4,833		
単価						4,833	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00000002000

	I Pネットワーク装置据付	光リピータ 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	2, 416
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0. 035	41, 310	1, 445		
電気通信技術員			人	0. 035	27, 744	971		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						2, 416		
単価						2, 416	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	I Pネットワーク装置調整	光リピータ 補正なし	単位	台	数量	1	単価	6,905
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0.1	41,310	4,131		
電気通信技術員			人	0.1	27,744	2,774		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,905		
単価						6,905	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	I Pネットワーク装置据付	光リピータ 新設 補正あり	単位	台	数量	1	単価	3,383
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	電気通信技術者		人	0.049	41,310	2,024		
	電気通信技術員		人	0.049	27,744	1,359		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					3,383		
	単価					3,383	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	I Pネットワーク装置据付	光リピータ 撤去(不使用) 補正あり	単位	台	数量	1	単価	1,725
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	電気通信技術者		人	0.025	41,310	1,032		
	電気通信技術員		人	0.025	27,744	693		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					1,725		
	単価					1,725	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	I Pネットワーク装置調整	光リピータ 補正あり	単位	台	数量	1	単価	4,833
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0.07	41,310	2,891		
電気通信技術員			人	0.07	27,744	1,942		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4,833		
単価						4,833	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00000002000

	設定変更時の装置設定(IPネットワーク機器)	無線LAN設備 無線LANアクセスポイント(本体) 補正なし 補正なし	単位	台	数量	1	単価	35, 940
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	S I 電気通信技術者		人	0. 87	41, 310	35, 939		
	諸雑費（まるめ）		式	1		1		
	計					35, 940		
	単価					35, 940	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	I P ネットワーク装置据付	I P エンコーダ・デコーダ 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価	6,905
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0.1	41,310	4,131		
電気通信技術員			人	0.1	27,744	2,774		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,905		
単価						6,905	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	I P ネットワーク装置調整	I P エンコーダ・デコーダ 補正なし	単位	台	数量	1	単価	8,286
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	電気通信技術者		人	0.12	41,310	4,957		
	電気通信技術員		人	0.12	27,744	3,329		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					8,286		
	単価					8,286	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	設定変更時の装置設定(IPネットワーク機器)	無線LAN設備 無線LANアクセスポイント(本体) 補正なし 補正あり	単位	台	数量	1	単価	25,160
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	S I 電気通信技術者		人	0.609	41,310	25,157		
	諸雑費（まるめ）		式	1		3		
	計					25,160		
	単価					25,160	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	I P ネットワーク装置据付	I P エンコーダ・デコーダ 新設 補正あり	単位	台	数量	1	単価	4,833
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	電気通信技術者		人	0.07	41,310	2,891		
	電気通信技術員		人	0.07	27,744	1,942		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					4,833		
	単価					4,833	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00000002000

	I P ネットワーク装置調整	I P エンコーダ・デコーダ 補正あり	単位	台	数量	1	単価	5, 800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0. 084	41, 310	3, 470		
電気通信技術員			人	0. 084	27, 744	2, 330		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5, 800		
単価						5, 800	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	輸送費（電気）	50000円/台	単位	台	数量	1	単価	50,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車運送料金（電気）			台	1	50,000	50,000		
計						50,000		
単価						50,000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	CCTV装置据付	カメラ装置 IP 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価	41,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	1.5	27,744	41,616		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						41,620		
単価						41,620	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	C C T V装置調整	カメラ装置 IP 補正なし	単位	台	数量	1	単価	41,310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	1	41,310	41,310		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						41,310		
単価						41,310	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	C C T V装置据付	カメラ装置 IP 新設 補正あり	単位	台	数量	1	単価	29,140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	1.05	27,744	29,131		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						29,140		
単価						29,140	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	C C T V装置調整	カメラ装置 IP 補正あり	単位	台	数量	1	単価	28, 920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0. 7	41, 310	28, 917		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						28, 920		
単価						28, 920	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	C C T V装置据付	簡易型カメラ装置 固定式 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価	41, 620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	1. 5	27, 744	41, 616		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						41, 620		
単価						41, 620	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	C C T V装置調整	簡易型カメラ装置 固定式 補正なし	単位	台	数量	1	単価	20, 660
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0. 5	41, 310	20, 655		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						20, 660		
単価						20, 660	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	C C T V監視制御装置据付	モニタTV 47型以上(壁掛) 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価	41, 620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	1. 5	27, 744	41, 616		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						41, 620		
単価						41, 620	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	C C T V監視制御装置据付	モニタTV 47型以上(壁掛) 新設 補正あり	単位	台	数量	1	単価	29, 140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	1. 05	27, 744	29, 131		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						29, 140		
単価						29, 140	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	C C T V装置据付	カメラ装置 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	20, 810
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	0. 75	27, 744	20, 808		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						20, 810		
単価						20, 810	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	C C T V装置据付	カメラ装置 撤去(不使用) 補正あり	単位	台	数量	1	単価	14, 570
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	0. 525	27, 744	14, 565		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						14, 570		
単価						14, 570	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	C C T V装置据付	簡易型カメラ装置 固定式 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	20, 810
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	0. 75	27, 744	20, 808		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						20, 810		
単価						20, 810	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	C C T V監視制御装置据付	モニタTV 床(卓上)固定 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	6,936
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	0.25	27,744	6,936		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,936		
単価						6,936	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00000002000	
	C C T V監視制御装置据付	モニタTV 床(卓上)固定 撤去(不使用) 補正あり	単位	台	数量	1	単価	4,855
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	0.175	27,744	4,855		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4,855		
単価						4,855	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	C C T V監視制御装置据付	モニタTV 47型未満(壁掛) 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	13, 880
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	0. 5	27, 744	13, 872		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						13, 880		
単価						13, 880	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00000002000	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	17, 646	17, 646		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						17, 650		
単価						17, 650	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	システム・インテグレーション	各種 24.14人/各種 0人/各種	単位	各種	数量	1	単価	997,300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	S I 電気通信技術者		人	24.14	41,310	997,223		
	S I 電気通信技術員		人	0	27,744	0		
	諸雑費（まるめ）		式	1		77		
	計					997,300		
	単価					997,300	円／各種	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	3, 071, 416	直接工事費	3, 071, 416	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		50, 000				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		50, 000（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		3, 021, 416		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		3, 021, 416		0	0	
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8. 78 %		0 %		
施工地域等補正		0 %		ICT 施工補正 1		
率（補正後）		8. 96 %（8. 78% × 週休1. 02）				
計上額		270, 000		0 0		
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0		調整工事計上額 0		

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	3,071,416		
非対象額計（－）	50,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	50,000	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	16,507				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	16,507
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					286,507

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	3,357,923	単独（追加工事）直接工事費	3,071,416	単独（追加工事）共通仮設費	286,507
非対象額計（一）	50,000				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	50,000	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	3,307,923	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	3,307,923		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	40.39%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	41.6%（40.39% × 週休1.03）		0%		
計上額	1,376,000		0		0
			1,133,789（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費	482,903
電気通信技術者	426,644
電気通信技術員	56,259
技術者間接費率	110 %
技術者間接費	531,193
SI技術者労務費	1,299,110
SI電気通信技術者	1,299,110
SI電気通信技術員	0
SI技術者間接費率	170 %
SI技術者間接費	2,208,487
技術者間接費計上額	2,739,000

(2) 機器管理費

機器単体費	105,129,000
機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】	98,429,000
機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】	6,700,000
機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】	0
機器管理費対象外	0
機器管理費対象額	105,129,000
機器管理費率（補正前）	7.05 %
補正係数	0.97
機器管理費率（補正後）	6.84 %
機器管理費計上額	7,190,000
機器間接費計上額	9,929,000

一般管理費等（当初）

事務所名	甲府河川国道事務所 防災課	工事番号	2025020008	第 0 回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
				河川維持工事

工事原価	14,662,923				
純工事費	3,357,923	現場管理費	1,376,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
機器間接費	9,929,000	工場製作原価	0		
非対象額計（一）	50,000				
管理費区分9	50,000	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	14,612,923	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	14,612,923	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	14,612,923				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	21.25 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	3,108,077				
業務委託料等	0				
調査基準価格	123,464,000				
調査基準価格の100/110	112,240,000	（ 91.33 %）			

R 7 甲府河川CCTV設備設置工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 機器単体費 -----	105, 129, 000
(2) 直接工事費 -----	3, 071, 416
(3) 共通仮設費 -----	286, 507
(4) 純工事費 -----	3, 357, 923

(2) + (3)

(5) 現場管理費 -----	1, 376, 000
(6) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0
(7) 機器間接費 -----	9, 929, 000
(8) 工事原価 -----	14, 662, 923

(4) + (5) + (6) + (7) + (8)

(9') 一般管理費等 (計上額) -----	3, 108, 077
(10') その他費目計 -----	0
(11) 業務委託料等 -----	0

(18) 工場製作原価 ----- 0

((9) 一般管理費等 (計算額) 3, 111, 091)

(12) 工事価格 -----	122, 900, 000
-----------------	---------------

(1) + (8) + (9') + (10') + (11) (万円未満切り捨て)

(13) 消費税相当額 -----	12, 290, 000
-------------------	--------------

(14) 請負工事費 -----	135, 190, 000
------------------	---------------

(12) + (13)

(15) 入札書比較価格 -----	122, 900, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(16) 調査基準価格 -----	123, 464, 000
-------------------	---------------

(17) 調査基準価格の100/110 -----	112, 240, 000
---------------------------	---------------

(工事契約：万円未満切り捨て 製造製作契約：円未満切り捨て)

R 7 甲府河川 C C T V 設備設置工事

特記仕様書

令和 8 年 2 月

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（令和 7 年 3 月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第 4 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務する

ことは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条 現場代理人（契約書第１０条）

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成２２年９月６日付け国地契第２０号）による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第６条 設計製作体制等

本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託する場合の体制を下記の様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るものとする。

（１）設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制（別紙－２）

（２）障害時の支援体制、保守部品の供給体制ならびに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制（別紙－３）

第７条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第8条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 山梨県韮崎市水神地先（武田橋）

緯度 35° 19' 26" 経度 138° 25' 56"

終点 静岡県富士市五貫島地先（富士川河口）

緯度 35° 19' 31" 経度 138° 25' 44"

起点 山梨県山梨市七日市場地先（岩手橋）

緯度 35° 19' 26" 経度 138° 25' 56"

終点 静岡県富士市五貫島地先（富士川河口）

緯度 35° 19' 31" 経度 138° 25' 44"

第9条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

（記載例）

本工事は、一級河川富士川においてCCTVカメラ及び簡易カメラを設置し、併せてネットワーク設備の改修を行うものである。

主な工種はCCTV設備工であり、CCTVカメラ8台及び簡易カメラ3台の更新、ネットワーク設備の改修を予定している。

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 1 1 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下の通り。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第 1 2 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で工事を落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 1 3 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 1 4 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-6)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第15条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によるものとする。

第16条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和6年3月版)に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.7)
令和7年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」(以下、「三者会議」という。)の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設

計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 工事現場環境改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に記載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第21条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第22条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第23条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第24条 支給材料および貸与物件

支給座量は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	支給場所	摘要
L3-SW	C9300-48T	台	1	富士川上流出張所	

なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

第25条 工事現場発生品

1. 甲府河川国道事務所から発生するL3-SWの引き渡し場所は、甲府河川国道事務所内とし、場外における運搬は発生しない。

2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	発生場所	摘要
L3-SW	3850	台	1	甲府河川国道事務所	事務所保管

第26条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和7年3月改定）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和6年3月改定）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第27条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

第28条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和7年度版（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第29条 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所です計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３０条 工事中の安全確保

- １．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

- Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
- Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
- Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
- Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
- Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- Ⅶ．事故防止

- ２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

- ３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年５月）」に基づき監督職員に確認を行うものとする。

- ４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

- ５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
昼間作業	４人（うち有資格誘導員 0 人）	

第３１条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- １．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
- ２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃ 以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ① 環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) が日最高 25℃ 以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) が 25℃ 以上となる日を、真夏日とみなす。

- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃ 以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃ 以上の日を、真夏日とする。

- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上、又は暑さ指数 (WBGT) が 25℃ 以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第 3 2 条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、

「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成后、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第33条 交通誘導員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は経験1年以上のものを配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第34条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第35条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第36条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあ

るものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第37条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第38条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第39条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設設備関係：環境負荷の低減を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係：現場事務所、現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係：盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。
 - (4) 地域連携：工事工程表
2. 現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督側隠と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第40条 工期

1. 工期は、休日等を見込んでいる。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数に加えて以下の日数を見込んでいる。

準備期間	50日間
後片付け期間	30日間

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上

に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式ー 7 により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

4. 6 月 1 日から 10 月 31 日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

- ・ 準備・後片付け
- ・ 有線通信設備工
- ・ 工場製品輸送工
- ・ CCTV 設備工
- ・ CCTV 設備撤去工

第 4 1 条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

第 4 2 条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定

手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程の共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー４）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第４３条 週休２日制適用工事（完全週休２日（土日）（受注者希望方式））

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取り組むものとする。

2. 週休２日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設置することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上となる現場閉所を行ったと認める状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を、現場閉所を行ったものとみなす。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

4. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

5. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

6. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

7. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

8. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第44条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、切石観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第45条 施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記のよるものとする。

作業区分	標準作業時間
------	--------

昼間作業	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
------	---------------------

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第46条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第47条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第46条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第46条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 48 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手にとって歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－８を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和５年３月３日（国不建第５７８号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第４９条 現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。

また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象							
	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項

目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 50 条 契約後 V E 方式

1. V E 提案の定義について

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲について

受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出について

- (1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
- ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項
- ⑥ その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査について

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否について

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等について

(1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

(4) V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

6. V E 提案の活用と保護について

評価の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする

第51条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第40条 新技術活用「新技術の定義」」

において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第52条 総価契約単価合意方式

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1の適用

共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の発表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第53条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1. 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

2. 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

3. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

4. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

5. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

6. なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため

必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第54条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保について

本工事に使用する電気通信機器について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第55条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を委託している。
また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第56条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を別途委託している。
また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。
なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム(ASP)のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第57条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号最終改正令和6年12月13日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第58条 品質証明

本工事は品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－9によるものとする。

第59条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書

の電子納品等要領(令和6年3月):(以下「要領」という。))に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第60条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第61条 書類限定検査の実施

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿(協議)	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿(提出)	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿(承諾)	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。

第62条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 個人情報の取扱いについて

第63条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第64条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第65条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第66条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第67条 模写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第68条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第 6 9 条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 7 0 条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－５）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第 7 1 条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第 7 2 条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第 7 3 条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 一 般 施 工

第 7 4 条 耐震施工

1. 耐震施工を行う場合は、共通仕様書第 3 編 3-1-1-4 に基づく段階確認を行うものとする。
2. あと施工アンカーボルトを使用する場合、「アンカーボルト施工作業手順書」については、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領（案）同解説（平成 31 年 4 月）」に基づき作成するものとする。

第 7 5 条 機器仕様

1. 本工事の機器仕様は、別添 1 「機器仕様書」及び別添 2 「簡易型河川監視カメラ 機器仕様書（案）」によるものとする。

なお、予備品は機器故障時の代替品として納入場所に保管し、故障発生時に交換部品として持ち出せるよう基本的な設定を行うものとする。

2. システムインテグレーションの作業範囲については、別添3「システムインテグレーション数量表」によるものとする。

第76条 機器の確認

下記の機器の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認機器名	摘 用
通信設備 (機器単体)	10GBASE-R インターフェイス(SFP+)	
	無線 LAN-AP	
	HDIP カメラ装置	
	簡易カメラ装置	
	CCTV モニタ	

第77条 器材の確認

下記の器材の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認器材名	摘 用
	J I S 規格以外のすべての器具及び機材	

第78条 撤去品等の処理

1. 既設設備の撤去品については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。
2. 産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。

第 4 章 そ の 他

第79条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第80条 電気通信施設資産管理用データの作成

本工事は、電気通信施設資産管理用データ作成の対象工事である。

以下に示すとおりデータを作成し、本工事完成時までに電子媒体により監督職員に1部提出するものとする。

なお、データ作成に必要となる「電気通信施設DB（ETAシステム登録用）データ作成要領（案）（受注者用）」及び施設台帳（記入様式）は、契約締結後に受注者に配付するものとする。

1. 提出データ

(1)施設情報（記入様式）

(2)写真（全体、銘板、設置状況等、各装置3枚程度）

2. 提出方法

データは、提出前にウイルスチェックを行うものとし、任意のウイルス対策ソフトで、ウイルスパターンが最新化されたものを使用する。

電子媒体には、「使用したウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日（西暦表示）」を明記するものとする。

第81条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第82条 相談窓口の設置

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図る事を目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経費等 について相談窓口を設定している。

相談窓口を希望する場合は、以下に問合せを行うこと。

相談窓口：河川担当副所長

電話：055-252-5491（代）

別添1

R 7 甲府河川 C C T V 設備設置工事

機器仕様書

令和8年2月

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

第一章 適用

1. 適用

本機器仕様書は、R7甲府河川CCTV設備設置工事（以下、「本工事」という。）における機器仕様書に適用する。

本機器仕様書に明記なき事項は、共通仕様書、特記仕様書、各種基準に基づくものである。

第二章 機器仕様（有線通信設備）

2. 10GBASE-R長距離インターフェイス（SFP+）

- | | |
|--------------|------------------------|
| （１）ポート数 | 10GBASE-ZR SFP+ 1ポート以上 |
| （２）伝送速度 | 10Gbps 全二重 |
| （３）適用波長 | 1.55 μ m 帯 |
| （４）光送信レベル | 0dBm 以上 |
| （５）最小光受信レベル | -24 dBm 以下 |
| （６）光送受信間レベル差 | 24dB 以上 ※適用距離：約 80km |
| （７）適合規格 | IEEE802.3ae に準拠 |

※適用距離は目安とする。

2. 10GBASE-R中距離インターフェイス（SFP+）

- | | |
|--------------|------------------------|
| （１）ポート数 | 10GBASE-ER SFP+ 1ポート以上 |
| （２）伝送速度 | 10Gbps 全二重 |
| （３）適用波長 | 1.55 μ m 帯 |
| （４）光送信レベル | -4.7dBm 以上 |
| （５）最小光受信レベル | -15.8dBm 以下 |
| （６）光送受信間レベル差 | 11.1dB 以上 ※適用距離：約 40km |
| （７）適合規格 | IEEE802.3ae に準拠 |

※適用距離は目安とする。

2. 10GBASE-R短距離インターフェイス（SFP+）

- | | |
|--------------|------------------------|
| （１）ポート数 | 10GBASE-LR SFP+ 1ポート以上 |
| （２）伝送速度 | 10Gbps 全二重 |
| （３）適用波長 | 1.31 μ m 帯 |
| （４）光送信レベル | -8.2dBm 以上 |
| （５）最小光受信レベル | -14.4dBm 以下 |
| （６）光送受信間レベル差 | 6.2dB 以上 ※適用距離：約 10km |

(7) 適合規格 IEEE802.3ae に準拠

※適用距離は目安とする。

5. 無線LANアクセスポイント（タイプA）POEインジェクター付き

5. 1 無線LANアクセスポイント（タイプA）

電気通信設備統一機器仕様書 IP伝送装置機器仕様書（令和6年3月 国土交通省制定）2-9-2項による。参考URL：

https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/kikisiyou/touitusiyou_06ipdensouR0603.pdf

5. 2 POEインジェクター

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) PoE 給電方式 | IEEE802.3af/at 準拠 |
| (2) 供給電力 | 最大 30W |
| (3) 電源 | AC100V 50Hz／60Hz |

第三章 機器仕様（CCTV設備）

5. HDIPカメラ装置（高感度）

電気通信設備統一機器仕様書 CCTVカメラ設備機器仕様書（令和3年3月 国土交通省制定）2-2項による

参考URL：

https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/kikisiyou/touitusiyou_01cctvR0303.pdf

6. 簡易カメラ装置

別添2 簡易型河川監視カメラ機器仕様書によるものとする。

第四章 システムインテグレーション

7. 本工事におけるシステムインテグレーションは電気通信設備工事共通仕様書第10章 システム・インテグレーションによるものとし、詳細は以下のとおりとする。

7. 1 概要

ネットワーク改修に伴い、以下に示すネットワーク設備について、改修を行うものとする。

7. 2 対象機器

別添SI一覧表のとおり

7. 3 ネットワーク環境調査および設計

- (1) 事務所 河川系L3-SW更新

富士川上流河川事務所に保管しているL3-SW(CISCO製c9300-48T)
を事務所へ移設し、データを移行し交換するものとする。

(2) 事務所 無線LANコントローラー設計変更

本工事によって設置した無線APを紐づけ設計変更するものとする。

(3) 無線アクセスポイント(AP) 設定

本工事によって設置した無線APの設定を行うものとする。

第五章 機器構成

7. 本工事の機器構成は別紙のとおりとする。

別添 2

簡易型河川監視カメラ 機器仕様書（案）

令和 8 年 2 月

国土交通省 関東地方整備局

甲府河川国道事務所

第1条 適用範囲

本仕様書は、「簡易型河川監視カメラ機器仕様書（以下、「本仕様書」という。）」に適用する。

第2条 装置仕様

本仕様書で規定する装置は、屋外に容易に設置可能かつ、通信はワイヤレスでインターネットへ静止画提供が可能なカメラ装置（以下「本装置」という）であり、仕様要件は以下のとおりとし、設計図書にて指定する。

（1）使用環境

気温：－20℃～＋40℃

なお、直射日光等による熱暴走を防止するため、熱対策が施されていること。

湿度：90%RH 以下

防塵・防水性能（カメラ・収納ボックス）：IP55 以上

（2）耐久性

上記の環境条件下で5年間の連続使用に耐えられるものであること。

【標準保証】

- ・納品後1年以内に製品に不具合が発生した場合（契約不適合）には、無償で修理または交換を行うこと。

（3）構造

- ・カメラ及び電源取り付け部の構造は、本装置の構造形式および付近の状況を勘案し、自重、風荷重その他の当該カメラ装置に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して、十分安全なものであること。
- ・結露防止対策がなされていること。
- ・装置に銘板を付けること。銘板には、装置名、装置型名、整合番号、製造年月及び製造者名相当を記載すること。
- ・取付金具は、ステンレス・亜鉛メッキ鋼材等、耐候性・耐食性のある材質を使用するものとする。

（4）画質

公開画像はHD画質（1920×1080画素）（1280×720画素）もしくはQuad-VGA画質（1280×960画素）とするが、VGA画質（640×480画素）についても選択可能なものとする。

（5）撮影範囲

固定カメラ（旋回無し）において水平画角90° 以上

（6）夜間監視能力

監視対象の現場条件に応じて下記の夜間監視能力を有するものとする。

下記に示す照度環境にて満足に監視できない場合は、蓄光機能（最大2秒）、画像処理機能や白黒モードを用いることで、サンプル画像程度の映像が取得することでも良いものとする。

なお、照度（ルクス）はカメラモジュールの最低被写体照度ではなく、現場の照度環境を参考値として示しているものである。

- ・半月の月明かり程度の照度環境（参考：0.005ルクス以下）での監視が可能であること。
- ・照度環境例：山間部等で全く環境光源が無い区域など。

（7） 通信機能

- ・カメラ装置は、LTE回線等の通信手段を用いて、静止画（JPEG形式）を5分間隔で画像取得サーバへ、直接またはクラウドサーバを経由して送信可能であること。
- ・LTE回線用の通信モジュールはSIMフリーとし、発注者が指定する国内通信事業者（キャリアまたはMVNO）のSIMカードが使用可能であること。また当該通信モジュールは、電波法に基づく技術基準適合証明（技適）を取得済みであること。

（8） 電源

電源は以下のとおりとする。

○ソーラー電源

- ・電源は太陽電池により稼働するものとし、無日照状態（電源供給が無い状態）で7日間※（約2000回）以上の静止画伝送が可能な電源装置を実装するものとする。
 - ・太陽電池およびバッテリーの容量は、「日本工業規格 JIS-C8907」及び「電気通信施設設計要領（通信編）」を用い計算した容量を確保すること。
 - ・バッテリーは、電池メーカーが示す公称の期待寿命が5年以上の物を使用する。
- ※日数に応じて太陽光パネル、バッテリー容量が増加しても構わない

第3条 画像公開機能

画像公開方式は以下のいずれかの方式に対応できるものとし、受注後監督職員と協議の上決定するものとする。

【直接方式】

インターネットへの画像公開にあたり、以下の機能を有するものとする。

- （1） カメラ装置に搭載された画像公開サーバは、5分間隔で静止画（JPEG形式）を、国土交通省が準備する画像取得サーバに向けて公開可能であること。画像公開にあたっては、固定IPアドレスに対応したSIMカードを使用すること。
- （2） 国土交通省が準備する画像取得サーバにて、カメラ装置より公開された静止画像（JPEG形式）を取得できること。取得された画像は、「川の防災情報」サイト（<https://www.river.go.jp/index>）にて一般公開を前提とする。なお、画像公開サーバはグローバルIPによる固定URLにて静止画（JPEG）の取得が可能なものとする。静止画の取得にあたり、第4条セキュリティ対策を実施し、通信の安全性を確保すること。
- （3） システム構成については、別紙のとおりとする。

【クラウド方式】

本装置は、以下の機能を持つ画像公開サービス等と接続可能なこと。

- （1） 本装置から5分間隔の静止画（JPEG）をクラウド上の画像公開サーバよりインターネットへ画像公開を行えるものとする。

- (2) 国土交通省が準備する画像取得サーバにて、カメラ装置より公開された静止画像（JPEG 形式）を取得できること。取得された画像は、「川の防災情報」サイト（<https://www.river.go.jp/index>）にて一般公開を前提とする。なお静止画の取得にあたり、第4条セキュリティ対策を実施し、通信の安全性を確保すること。

第4条 セキュリティ対策

セキュリティ対策については前条に合わせ、以下のいずれかの方式に対応できるものとする。

【直接方式(相互認証)】

画像公開にあたり、以下のインターネットセキュリティ対策を備えるものとする。

- (1) カメラ装置にて空きポートなどがある場合には物理的に塞ぐこと
- (2) システムを構成する全ての機器は、構築時点で公開されている脆弱性に対応したバージョンとすること
- (3) カメラ装置のセキュリティに関するファームウェアのアップデート等はインターネット経由（https）にて、バージョンアップ可能なものとする。
- (4) カメラ装置にて、インターネットへ画像公開を行うプロトコルは https のみとし、ftp、telnet など使用しないポートは閉塞する。
- (5) システム内で信頼できるサーバ証明書によりカメラ装置を認証できる構成とすること。
- (6) 不正アクセス確認のため、外部アクセスからの認証失敗ログ等をカメラ装置にて検出できること。
- (7) カメラ装置の制御権を有する管理者パスワードは大小文字英数字を含む 12 文字以上の複雑なものとする。
- (8) 画像取得サーバからカメラ装置への画像取得にあたり、カメラ装置側にて IP アドレス等による接続元制限機能を有すること。
- (9) 画像取得サーバとカメラ装置間の通信は暗号化すること。暗号化にあたっては、電子政府推奨暗号リスト（CRYPTREC 暗号リスト）に基づく安全なプロトコルを選択すること。双方の機器は、クライアント証明書およびサーバ証明書を用いた相互認証を実施し、通信の安全性を確保すること。
- (10) サプライチェーンリスク対応を行うこと。特に機器の開発工程、製造工程等において、以下の情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを軽減する対策が行われていること。
 - ・開発工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。
 - ・脆弱性検査等のテストの実施が確認されていること。
 - ・製造工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。
 - ・製造者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。
 - ・不正な変更が発見された場合に、発注者と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

【（選択）クラウド方式(相互認証)】

画像公開にあたり、以下のインターネットセキュリティ対策を備えるものとする。

- (1) カメラ装置にて空きポートなどがある場合には物理的に塞ぐこと
- (2) システムを構成する全ての機器は、構築時点で公開されている脆弱性に対応したバージョンとすること

- (3) カメラ装置とクラウド間は、閉域網やVPN回線等を用いてセキュリティを担保すること。
- (4) クラウドの画像公開サーバにて、インターネットへ画像公開を行うプロトコルはhttpsのみとし、ftp、telnetなど使用しないポートは閉塞する。
- (5) システム内で信頼できるサーバ証明書により画像公開サーバを認証できる構成とすること。
- (6) 不正アクセス確認のため、外部アクセスからの認証失敗ログ等を画像公開サーバにて検出できること。
- (7) カメラ装置の制御権を有する管理者パスワードは大小文字英数字を含む12文字以上の複雑なものとする。
- (8) 画像取得サーバから画像公開サーバへの画像取得にあたり、画像公開サーバにてIPアドレス等による接続元制限機能を有すること
- (9) 画像取得サーバと画像公開サーバ間の通信は暗号化すること。暗号化にあたっては、電子政府推奨暗号リスト（CRYPTREC暗号リスト）に基づく安全なプロトコルを選択すること。双方の機器は、クライアント証明書およびサーバ証明書を用いた相互認証を実施し、通信の安全性を確保すること。
- (10) サプライチェーンリスク対応を行うこと。特に機器の開発工程、製造工程等において、以下の情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを軽減する対策が行われていること。
 - ・開発工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。
 - ・脆弱性検査等のテストの実施が確認されていること。
 - ・製造工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。
 - ・製造者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。
 - ・不正な変更が発見された場合に、発注者と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

別添

機器構成一覽表

[illegible]

別添3 システムインテグレーション数量表

単位: (台)

作業区分・機能種別 対象装置		対象装置数※			機能種別の作業対象数※														
		新設	更新	設定 変更	(ルーターの 変更の 機能 追加 設計1 台数※	(ドメイン の 機能 追加 設計2 台数※ を実施する 機器台数)	VLAN	VRRP / 冗長化 SAG 等 /	マルチ キャスト	QoSの制 御	セキュリティの 設定1 (ファイタリ ング)	セキュリティの 設定2 (アドレス 交換)	回線 設計	(60 端 の 未 計 画)	(60 端 の 未 計 画 以上)				
	01 大型L3SW／ルータ(シャシー型)																		
	02 WDM／RPR／MPE(光／マイクロ)																		
	03 小型L3SW／ルータ(ボックス型)																		
	04 L2SW		1		7	2													
ネットワーク伝送装置(SDN方式)	05 マルチキャストFW／ユニキャストFW																		
	06 OpenFlowスイッチ																		
	07 OpenFlowコントローラ																		
	08 無線IP変換装置																		
無線LAN設備	09 無線LANアクセスポイント(本体)			7	2														
	10 無線LANアクセスポイント(無線LANコントローラ)			1															
統合型IP電話交換設備	11 SIPサーバ(呼制御部)																		
	12 SIPサーバ(SIP-SIPゲートウェイ)																		
	13 VoIPゲートウェイ(私設線)																		
	14 VoIPゲートウェイ(公衆網)																		
	15 無線LAN端末																		
	16 PCソフトフォン																		
	17 固定IP電話機タイプ1(単機能モデル)																		
	18 固定IP電話機タイプ2(多機能モデル)																		

※ 対象装置数と機能種別の作業対象数は必ずしも一致しない。
※※ 同一場所、同時作業の2台目以降については、0.7とする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第４５条 第４０条 第４０条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第３０条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第２５条

別紙－２(完成図書用)

設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
(工事名: R7甲府河川CCTV設備設置工事)

会社名: ○○○(株)

項 目		記載する内容
設計管理	設計管理担当部署(自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	設計管理担当部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
工程管理	工程管理担当部署(自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	工程管理担当部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
検査・試験	検査・試験担当部署(自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	検査・試験担当部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
製作場所	製作工場又は製作部署 (自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	製作工場又は製作部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000

※ 主たる設備について記載すること。(主たる設備とは、入札説明書の競争参加資格(4)の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う)

※ 各体制については自社の担当部署及びその所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。

※ 製作を他社に委託した場合は、各体制について自社及び委託先の担当部署及びその所在地、電話番号を記載すること。

※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後に各体制を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙－3(完成図書用)

本工事における障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
(工事名: R7甲府河川CCTV設備設置工事)

会社名: ○○○(株)

項 目		記載する内容
障害時の 支援体制	障害時の支援担当部署 (自社)	住 所: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	障害時の支援担当部署 (委託先)	住 所: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	24時間連絡体制の有無	有り・無し
保守部品の 供給体制	保守部品の供給担当部署 (自社)	住 所: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	保守部品の供給担当部署 (委託先)	住 所: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (自社)	住 所: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (委託先)	住 所: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
技術的内容 の問い合 わせ対応体制	技術的内容の問い合わせ 担当部署 (自社)	住 所: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	技術的内容の問い合わせ 担当部署 (委託先)	住 所: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000

- ※ 各体制は自社の担当部署及び所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。
- ※ 各体制について他社に委託した場合は、委託先について記載すること。
- ※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後にその所在地を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

概略工事工程表
工事名：R 7 甲府河川CCTV設備設置工事

工 種		単位	数量	令和7年	令和8年										令和9年			備 考
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
準備・調査		式	1	余裕期間※任意で設定可能														準備・調査 50日間
機器製作		式	1															180日間
有線通信設備工		式	1															(1pt)
CCTV設備工		式	1															(1pt)
CCTV設備撤去工		式	1															(1pt)
システムインテグレーション		式	1															(1pt)
後片付け		式	1															30日間
制 約 条 件	夏季休暇・年末年始																	8月上旬～8月中旬 12月下旬～1月上旬
	関係機関協議																	所轄警察協議 (施工計画書が必要です)
	路上工事抑制																12月中旬～1月上旬 3月	

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》
本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。
《関係機関協議》
工事着手にあたっての関係機関協議について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

[illegible]

【比較表－4】

[illegible]

【比較表－5】

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

【比較表一 7】

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

【比較表－8】

[illegible][illegible]

別紙様式－０－１０

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳		注)消費税抜きで記入してください															
		金額単位:千円															
費 目	元請・元請外注	元 請	元請外注 合計	1	〇〇道路	2	〇〇道路	3	〇〇道路	4	〇〇道路	5	〇〇道路	6	〇〇道路	7	〇〇道路
				道路土工	橋水構造物	法面工	道路土工	交通誘導	地盤改良・処置	伐倒工							
(1) 直接工事費	50,972	17,009	67,981	20,314	1,441	8,600	2,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	158
(1) 材料費	25,562	13,632	39,194	5,857	137	4,954	982	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138
(3) 機械・機具等賃借料	9,431	2,643	12,074	5,754	56	520	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
(4) 資材・機械等現場修理・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特殊経費	747	734	1,481	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 間接工事費	19,683	11,896	31,579	1,086	759	3,250	1,080	1,009	320	283	0	0	0	0	0	0	0
(1) 共通仮設費	8,068	4,710	12,778	1,889	120	452	0	898	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イ 運搬費	2,880	70	2,950	1,750	120	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 運搬材	259	70	329	80	80	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 仮設材①	100	0	100	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 敷設材料	150	70	220	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設クレーン等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁架	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 橋みふみ取り用土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライダセントル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械20未満	1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 自走・牽引自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 車庫費	699	699	1,398	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	673	673	1,346	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	1,824	24	0	0	0	898	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安全留意度「建設工事の安全対策防止対策要綱」について選択																	
A 安全管理費	147	123	270	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要した費用(独自の保安要員の費用を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安要員の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 標識、標線、保安標、防護標、バリケード等の安全施設の設置、撤去、補修に要した費用及び使用期間中の材料	102	102	204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 夜間作業を行う場合における照明に要した費用	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 撤去予定の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 河川・海岸工事における取囲欄に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 長大トンネル等における防火安全対策に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用	19	19	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 国土交通省(運輸)発注工事における(1)再任設置設置、撤去、維持管理に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通誘導員等	898	0	898	0	0	0	0	898	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 鉄道交差安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 乗客等	324	324	648	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 軌道安全標識・警戒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G ダム施設・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 役務費	159	159	318	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の借上費	159	159	318	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	5,388	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 品質管理費等	69	69	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場条件管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等	320	320	640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 各種台帳等	12	12	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	3,998	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 営繕費	758	643	1,401	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 建築物	224	224	448	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 橋上	100	100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 電柱等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 監督員居所等	65	65	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 乗客等	254	254	508	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G 乗客等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術関係経費(電気工事、光ケーブル工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 積算費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場管理費	11,614	7,186	18,800	6,391	2,786	1,981	1,161	320	283	0	0	0	0	0	0	0	0
イ 労務管理費	528	183	711	20	161	151	0	2	0	0							

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書のとめる内容、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式一 6 (3)

番 号	項目内容
-----	------

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(１) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(２) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

令和 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

分任支出負担行為担当官

〇〇地方整備局

〇〇事務所長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、令和 年 月 日付けで提出された V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

設計等 五年度、建設費	1	工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	—		○					○								
	2	【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	—		○					○								令和〇年〇月〇日設計審査
	3	【事例】 土壤汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壤汚染対策法第4条1項	—	○			○											土地の形質の変更に着手 け出
	4	【事例 概算概略発注等のため関係 機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協 議	河川法、道路法、道路交通 法等の個別法	—	○			○											令和〇年〇月〇日設計審査
	5	【事例 概算概略発注のため関係機 関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、 監督処分	河川法、道路法	—	○			○											令和〇年〇月〇日設計審査
	6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○			○										令和〇年〇月〇日設計審査
	7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による設計図修正(構造計算の伴 うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	—	○		○												令和〇年〇月〇日設計審査 個別の図面修正等につい て割分担を決定。 (受注者が実施する場合は 担する)
設計等 五年度、建設費	8	工事請負契約書	—	—	○														
	9	共通仕様書	—	—	○														
	10	特記仕様書	—	—	○														
	11	発注図面	—	—	○														
	12	現場説明書	—	—	○														
	13	質問回答書	—	—	○														
	14	工事数量総括表	—	—	○														
	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式ー1		○				○									
16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式ー2		○				○									契約書を作成する全ての	
17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式ー3		○				○										
18	掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式ー4		○				○									電子申請を使用しない場合 「台紙」に掛金収納書を張り お、スキャン、撮影による	
19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○									
20	工事別共济証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○									
21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○									
22	被共济者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○									
23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○									
24	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式ー5		○				○										
25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式ー6		○					○								契約締結後にVE提案を行	
26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式ー7		○				○									契約図書で規定された場	
27	再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事前-	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○				○									該当する建設資材を搬入、 副産物情報交換システムに へ含めて提出する。	
28	再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事前-	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○				○									該当する建設副産物を搬 入、副産物情報交換システ ムに含めて提出する。	
29	建設発生土搬出調査	特記仕様書	—		○				○										
30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○				○										
設計等 五年度、建設費	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○			○									工事着手前又は施工方法 員に提出 重要な変更が生じた場合 更以外)には、その都度当 変更施工計画書を監督職	
	32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	—		○			○										
	33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があっ た場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○			○										
	34	工事測量成果表(仮BM及び多角点 の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—		○			○										
	35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		—		○			○								設計図書と差異があった場 合は、その都度当 変更施工計画書を監督職 に提出する。		
設計等 五年度、建設費	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—		○			○									・「『施工体制台帳に係る書 部改正について」(令和3年 号、国営第16号)に基づ ・建設業及び一次下請入	
	37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—		○			○										
	38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	—		○			○										

④ 工事管理																	真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員 ・箇所は、出来形管理写真
	48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○		○									・確認・立会依頼書添付す 必要はない。 ・監督職員又は現場技術員 真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員 箇所は、出来形管理写真
	49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○					○						ASP、電子メールなどによ ただし、現道上の工事につ
⑤ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○				○							監督職員へ実施内容の提
	51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○		○			○						事故が発生した場合、直ち の概要を書面により速やか
	52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○		○									事故報告書はSAS(建設 テム)により作成して提出 求があった資料を提出する
⑤ 工程	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○		○									工程の進捗状況を把握す を求めることがある。根拠
⑥ 品質	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○		○									指定材料のみ提出(設計 む)。
金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○			○								
	56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○			○								
	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○			○								
	58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○			○								
	59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○			○								
	60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○			○								
	62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○			○								中間技術検査時にも提出
	62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
	63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○			○								
	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○			○								
	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○			○								部分使用がある場合に提
	66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○			○								工期延期が発生する場合
品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○								支給品を受領した場合に
設 機 品	68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○			○								支給品がある場合に提出
	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○			○								建設機械の貸与がある場
	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○								建設機械の貸与がある場
	71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○			○								現場発生品がある場合に
	72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○			○								既済部分検査等の際に提
	73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○					○						・産業廃棄物がある場合に く、コピーの提出不要。
	74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○						
	75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○						
	76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○					○						新技術情報提供システム 技術を活用して工事施工
工	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○			○								
	78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○			○								
	79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○			○								
	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○			○								・施工中は提示とし、工事 ・出来形の測定位置が分か ・測定結果総括表、測定結 (工程能力図)、度数表(ヒ 出来形管理図表にて代用可
	81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○			○								・施工中は提示とし、工事 ・品質の測定位置が分か ・測定結果総括表、測定結 (工程能力図)、度数表(ヒ 質管理図表にて代用可能
	82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○			○								・契約図書で規定された場 ・品質証明に関する添付書
	83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○			○						☆		・工事写真の撮影にあたっ を適用する。 ・電子納品等運用ガイドラ づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出 ・不可視部分を含め、監督 場で確認した箇所は、出 省略 ・監督職員等が確認や立 要。
	84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○			○								総合評価落札方式を適用 る。
	85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○			○								自ら立案実施した創意工 て、特に評価できる項目を 1工事につき最大10項目
			共通仕様書1-1-1-20														・電子納品等運用ガイドラ づき、原則、電子成果品

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

別紙様式－ 0 9

様式－ 3 3

年月日：

品 質 証 明 書

工事名：_____

品 質 証 明 記 事				
品 質 証 明 事 項	実 施 日	箇 所	品質証明員氏名 印	記 事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 甲府河川 C C T V 設備設置工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所 防災課

工事数量総括表

工事名	R 7 甲府河川CCTV設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
通信設備(機器単体)		式		1		
有線通信設備		式		1		
光通信用端局装置		式		1		
10GBASE-Rインタフェース (SFP+) ZR	ギガビットイーサネット 長距離インタフェース	個		2		
10GBASE-Rインタフェース (SFP+) ER	ギガビットイーサネット 中距離インタフェース	個		6		
10GBASE-Rインタフェース (SFP+) LR	ギガビットイーサネット 短距離インタフェース	個		4		
無線LAN-AP	タイプB、POEインジェクター付き	個		9		
CCTV設備		式		1		
CCTV装置		式		1		
HDIPカメラ装置	機側レス型、高感度	台		8		
HDIPカメラ装置 予備品、機器製作のみ	機側レス型、高感度	台		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 甲府河川CCTV設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
簡易カメラ装置		台		3		
CCTVモニタ	65型	台		9		
機器単体費		式		1		
通信設備		式		1		
有線通信設備工		式		1		
光通信用端局装置設置工		式		1		
10Gbpsイーサネットモジュール交換		個		6		
10Gbpsイーサネットモジュール交換 2台目以降		台		6		
無線LAN-AP設置	NW設定含む	台		7		
無線LAN-AP設置 2台目以降	NW設定含む	台		2		
工場製品輸送工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 甲府河川C C T V設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
輸送工		式		1		
輸送(電気)	輸送費	式		1		
CCTV設備工		式		1		
CCTV装置設置工		式		1		
CCTVカメラ設置		台		4		
CCTVカメラ設置 2台目以降		台		4		
簡易カメラ設置		台		3		
CCTVモニタ設置	65型	台		5		
CCTVモニタ設置 2台目以降	65型	台		4		
CCTV設備撤去工		式		1		
CCTV装置撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 甲府河川CCTV設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
CCTVカメラ撤去	非IP型、不使用	台		4		
CCTVカメラ撤去 2台目以降	非IP型、不使用	台		4		
簡易カメラ撤去		台		3		
4面DLP撤去		台		4		
モニタ撤去	壁掛け型	台		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
システムインテグレーション		式		1		
システムインテグレーション		式		1		
システムインテグレーション		式		1		
システムインテグレーション		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 甲府河川C C T V設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
電気通信施設データ作成費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		
技術者間接費		式		1		
機器管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 甲府河川C C T V設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

道事務所

所

大和

出張所

型河川監視カメラ
R 付近)

型河川監視カメラ
O 3 R 付近)

型河川監視カメラ
O 2 L 付近)

出張所

排水樋管
500mm

第二排水樋管
500mm

排水樋管
500mm



工 事 名	R7甲府河川
図 面 名	位
縮 尺	—
年 月 日	令和

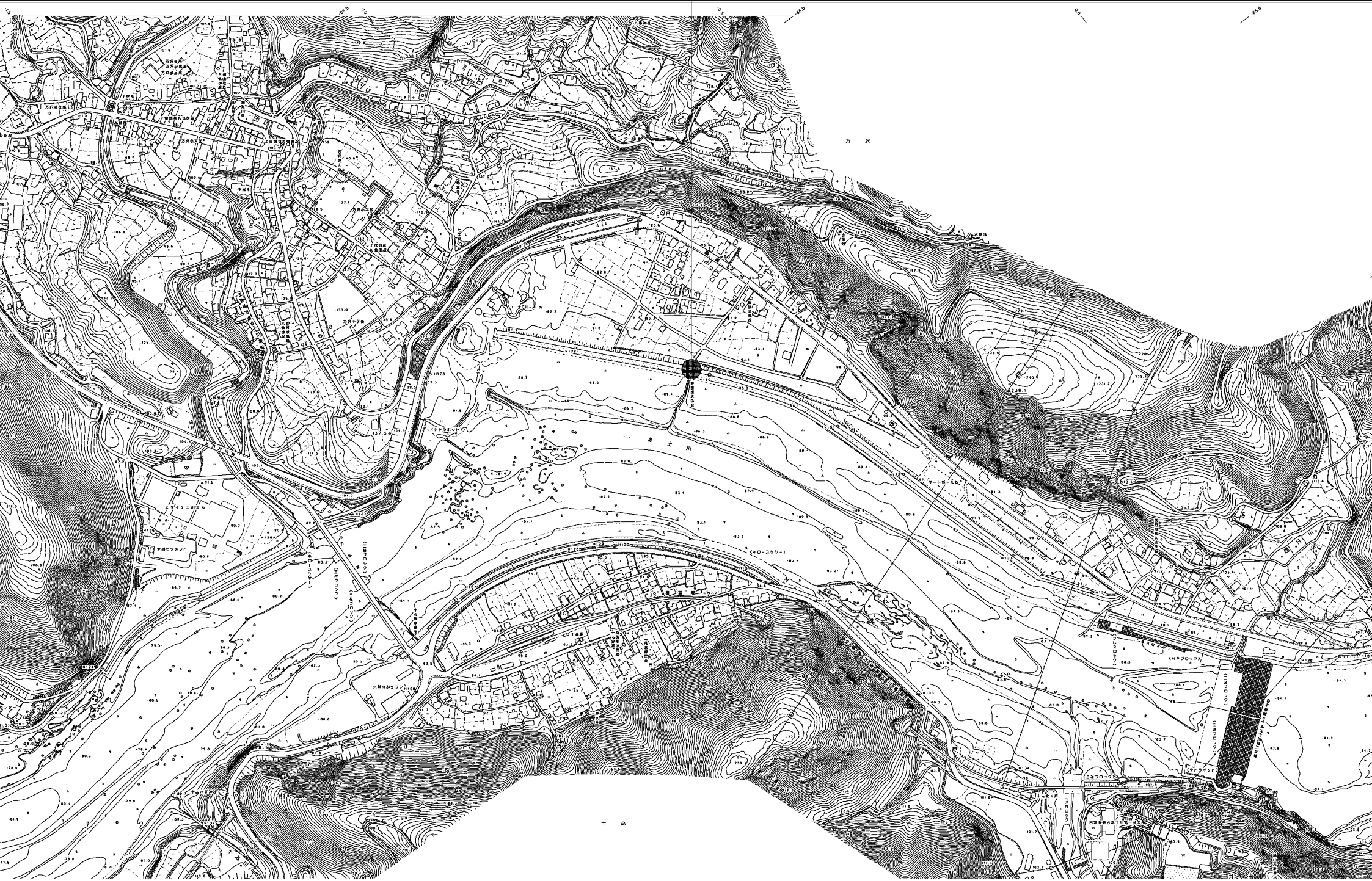
（内・外）
台
更新

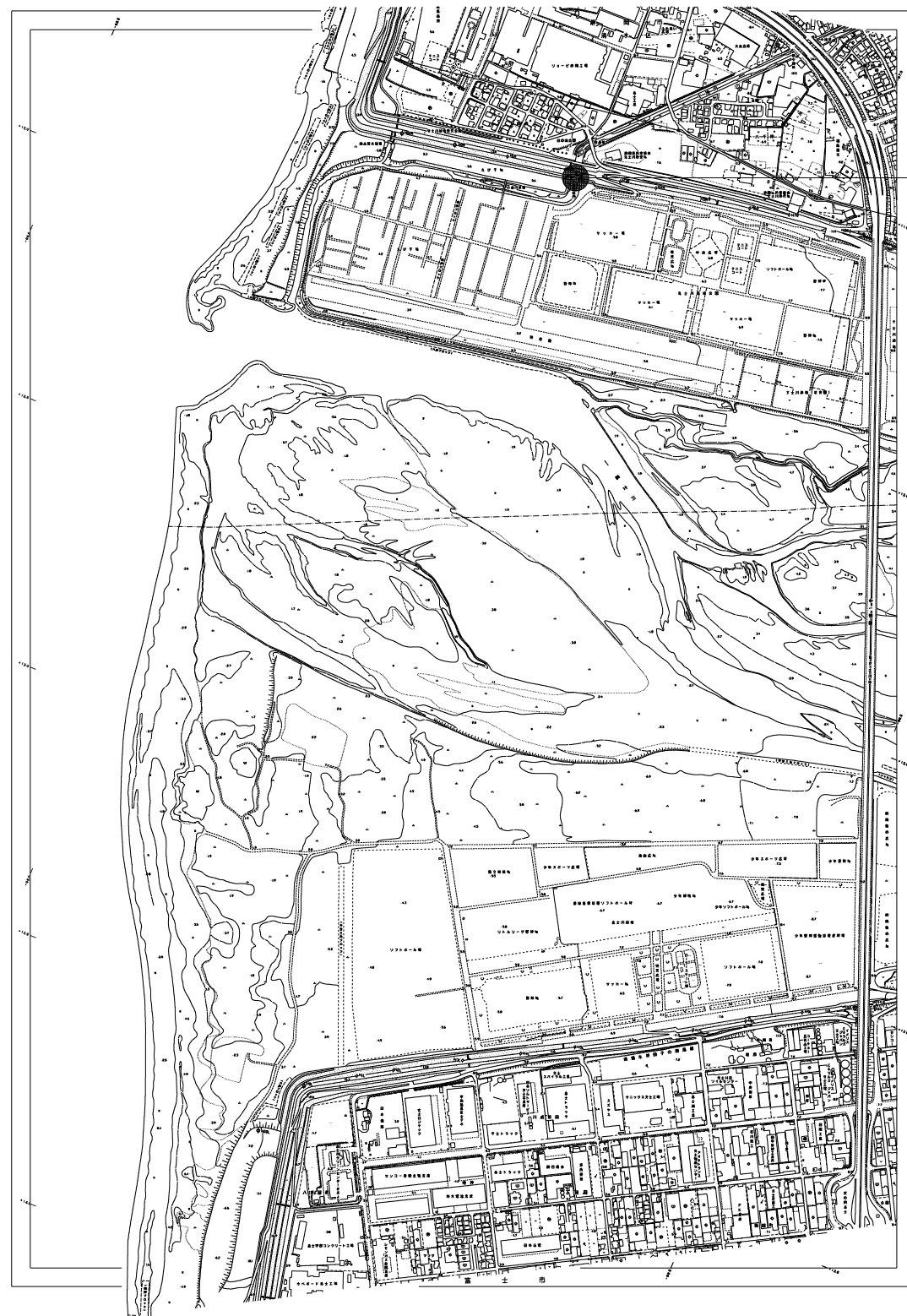
（内・外）
台
更新

（内・外）
台
更新

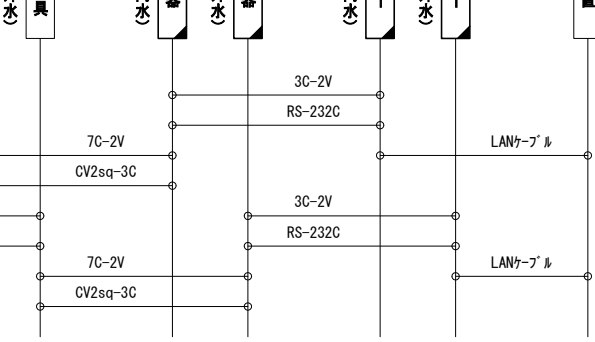


岡 部 町

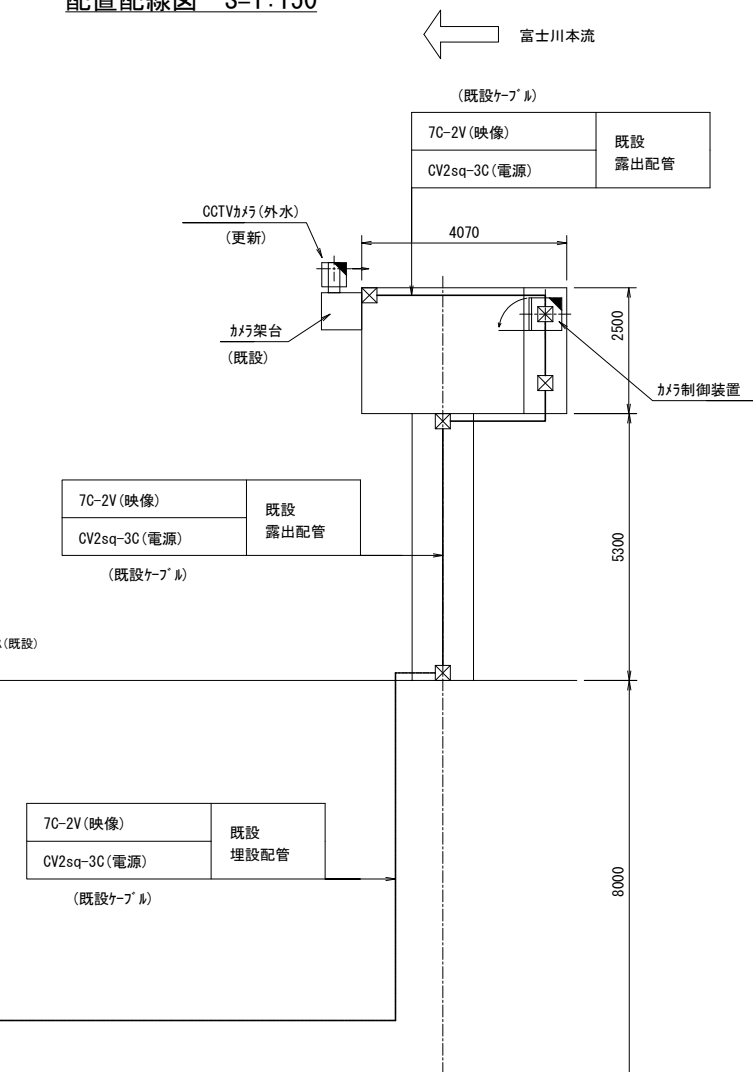




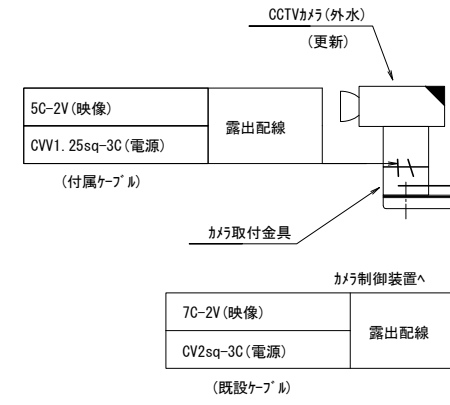
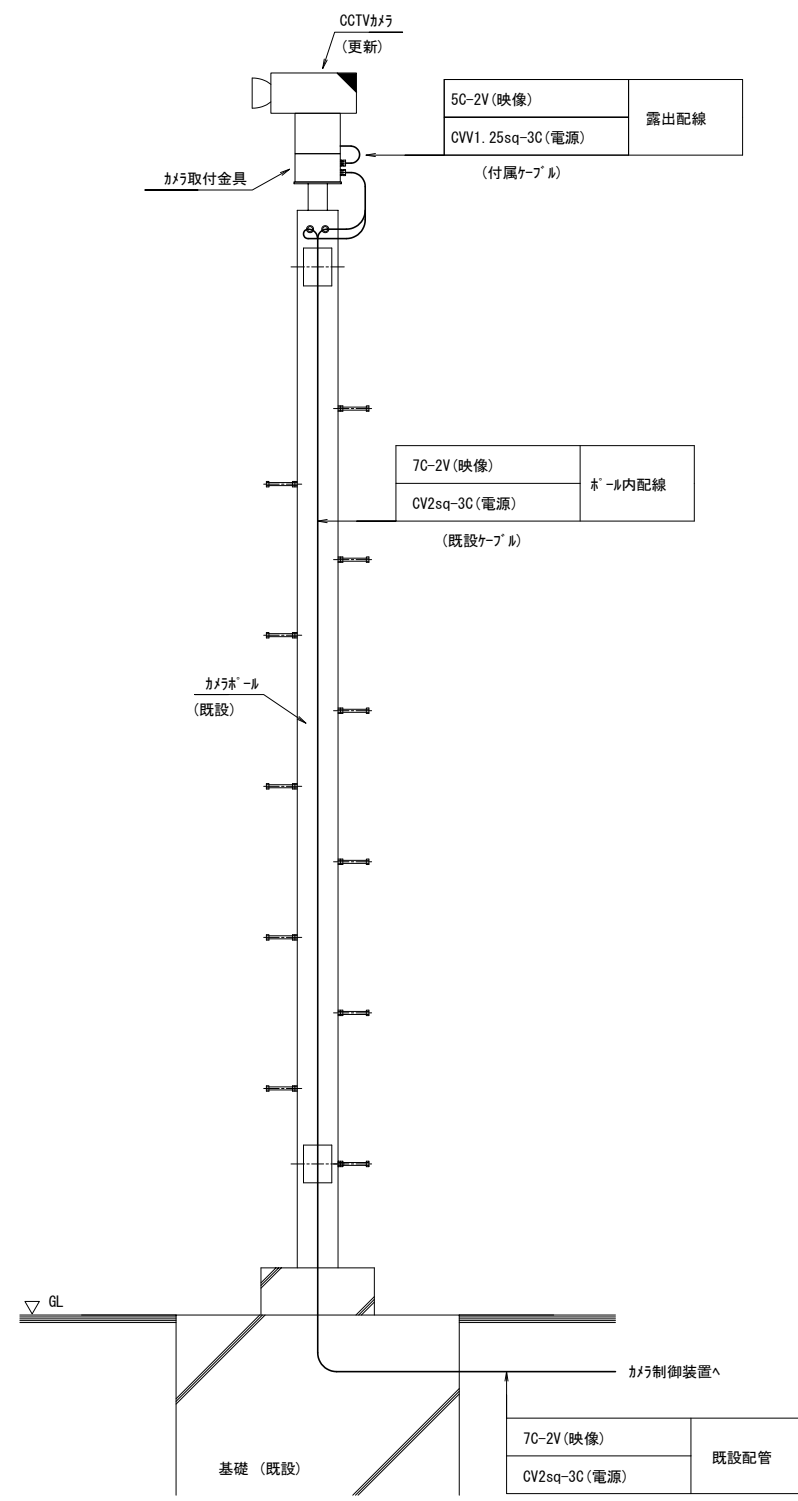
CCTV（巡回式）更新
小池川樋門（内・外）大



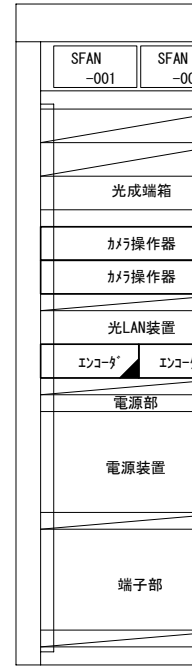
配置配線図 S=1:150

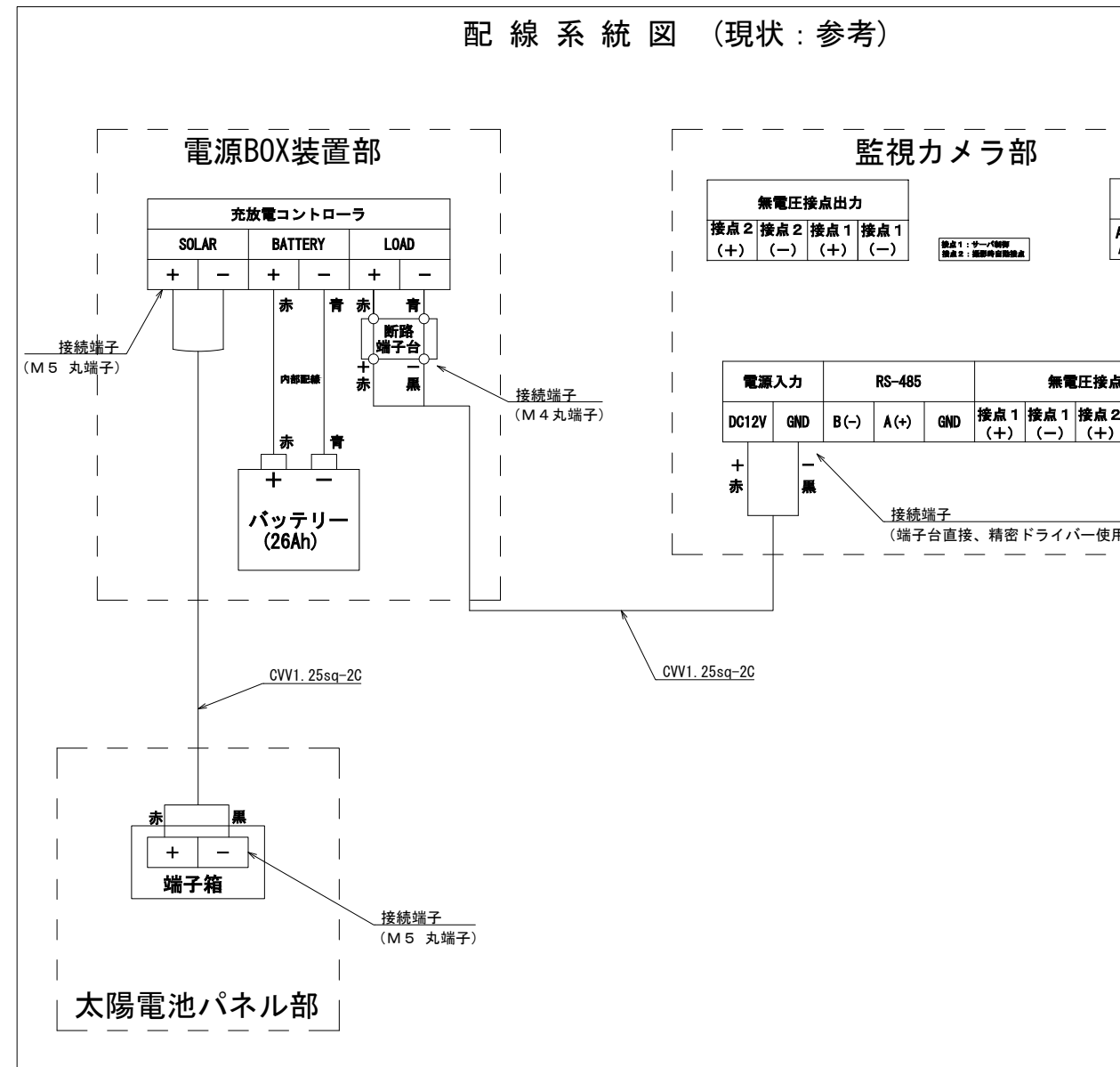
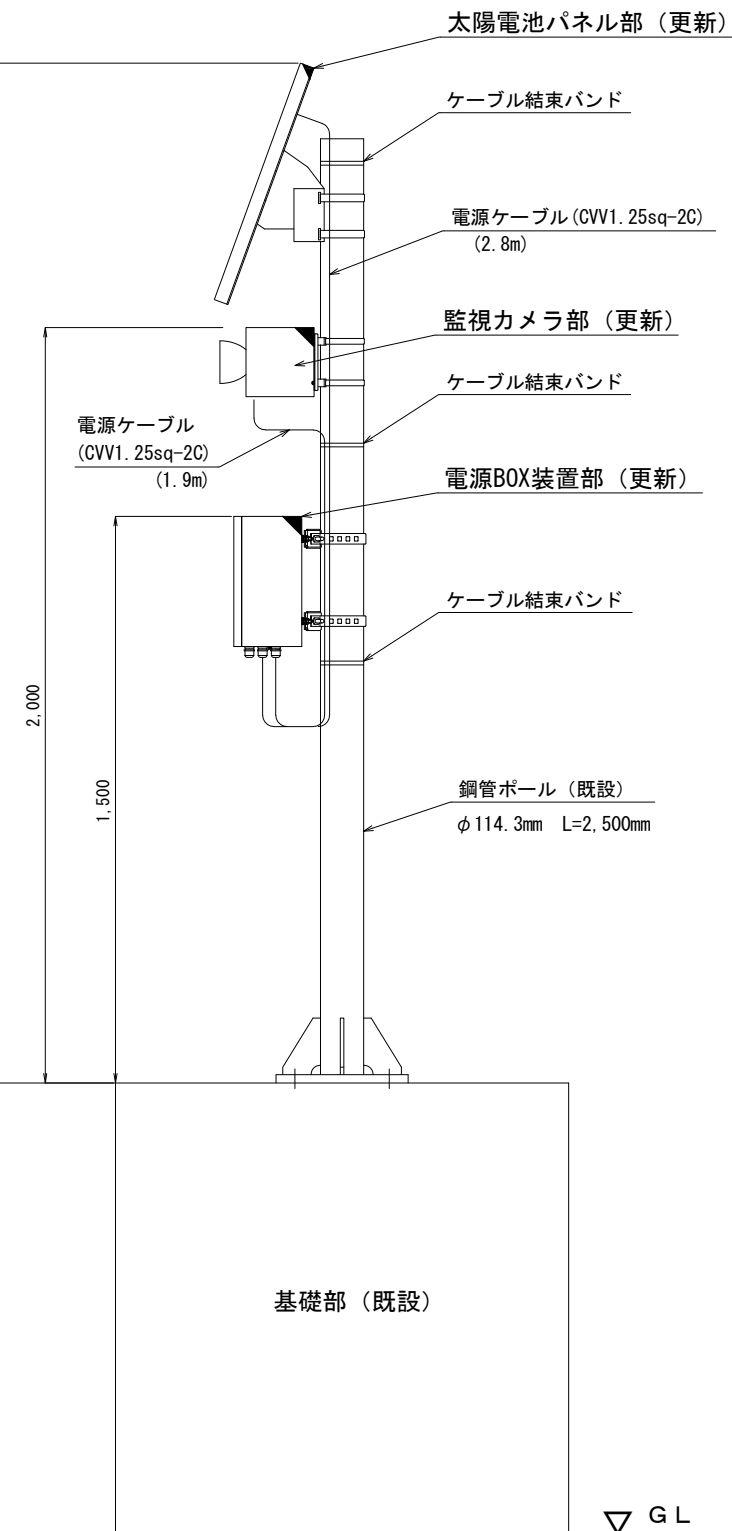


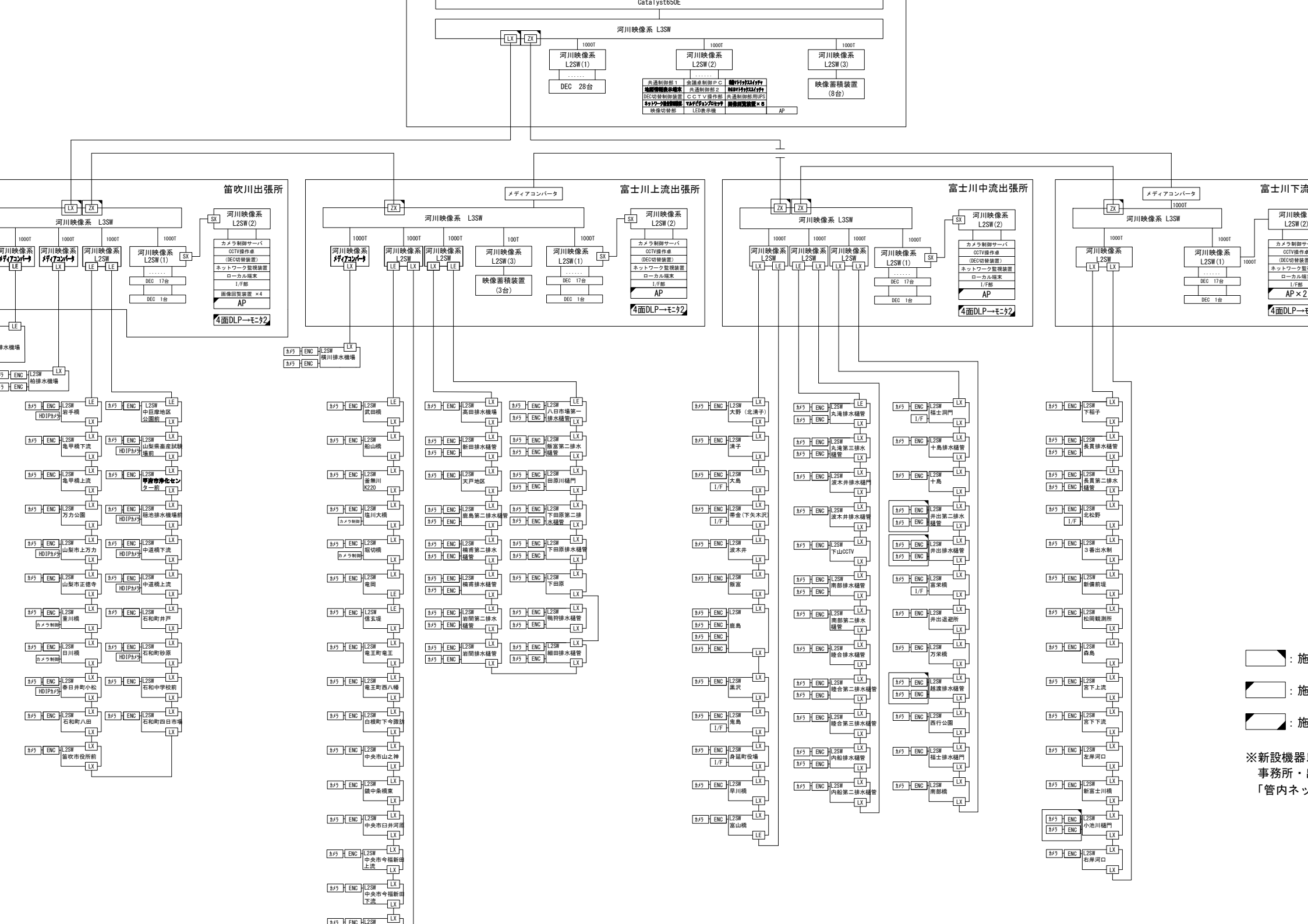
CCTVカメラ設置図 (内水) S=1:40

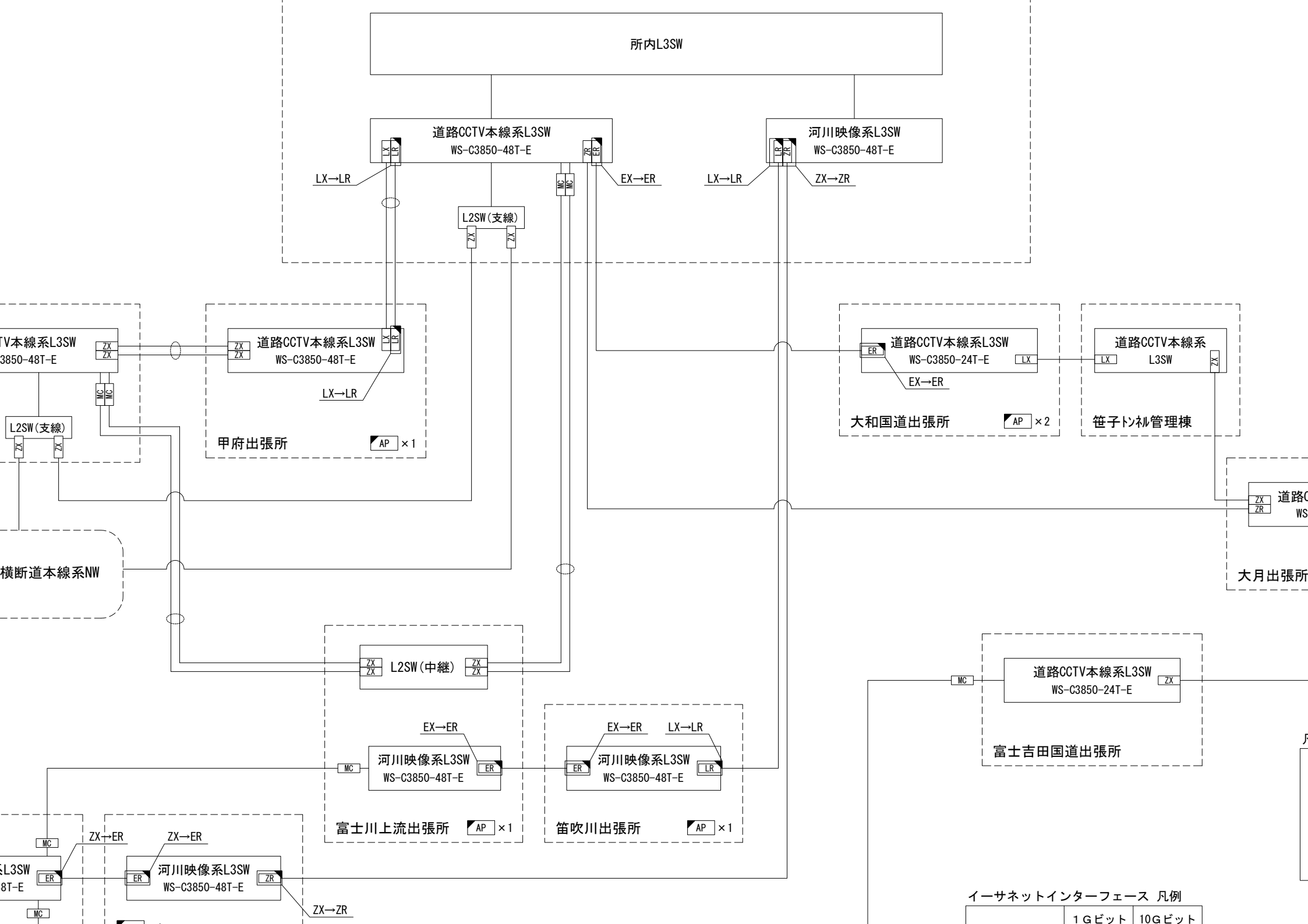


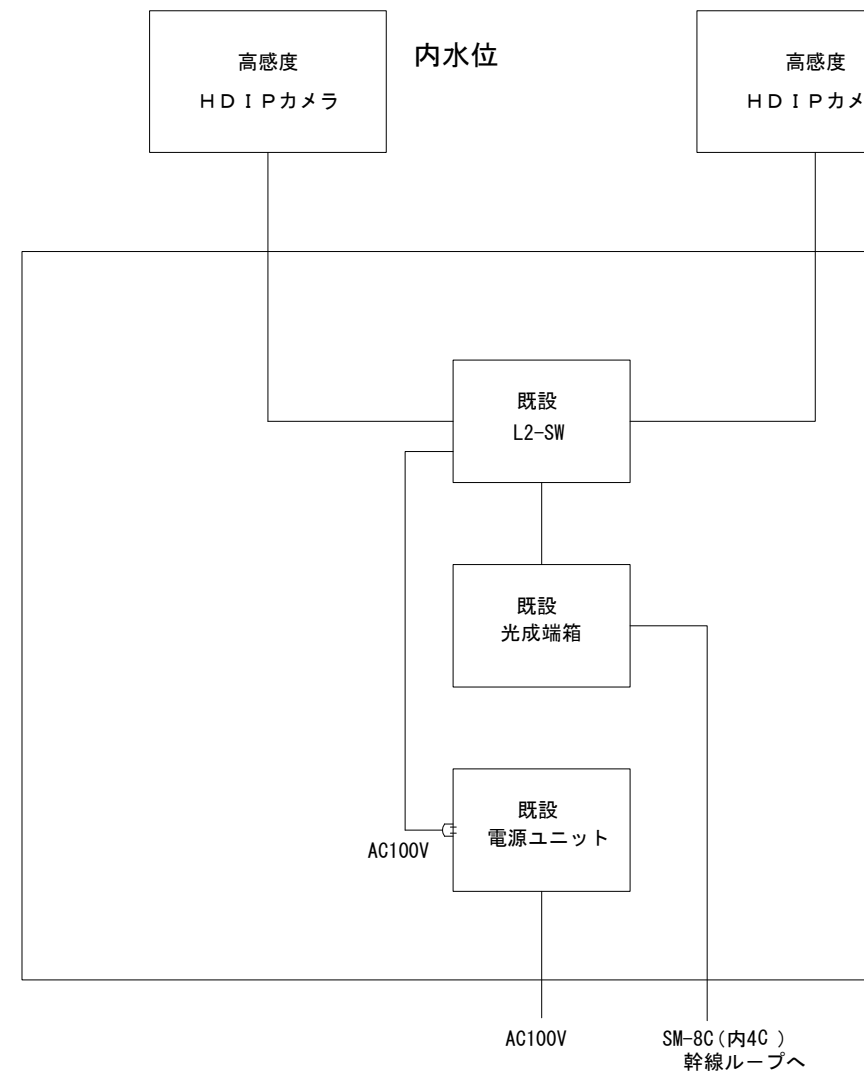
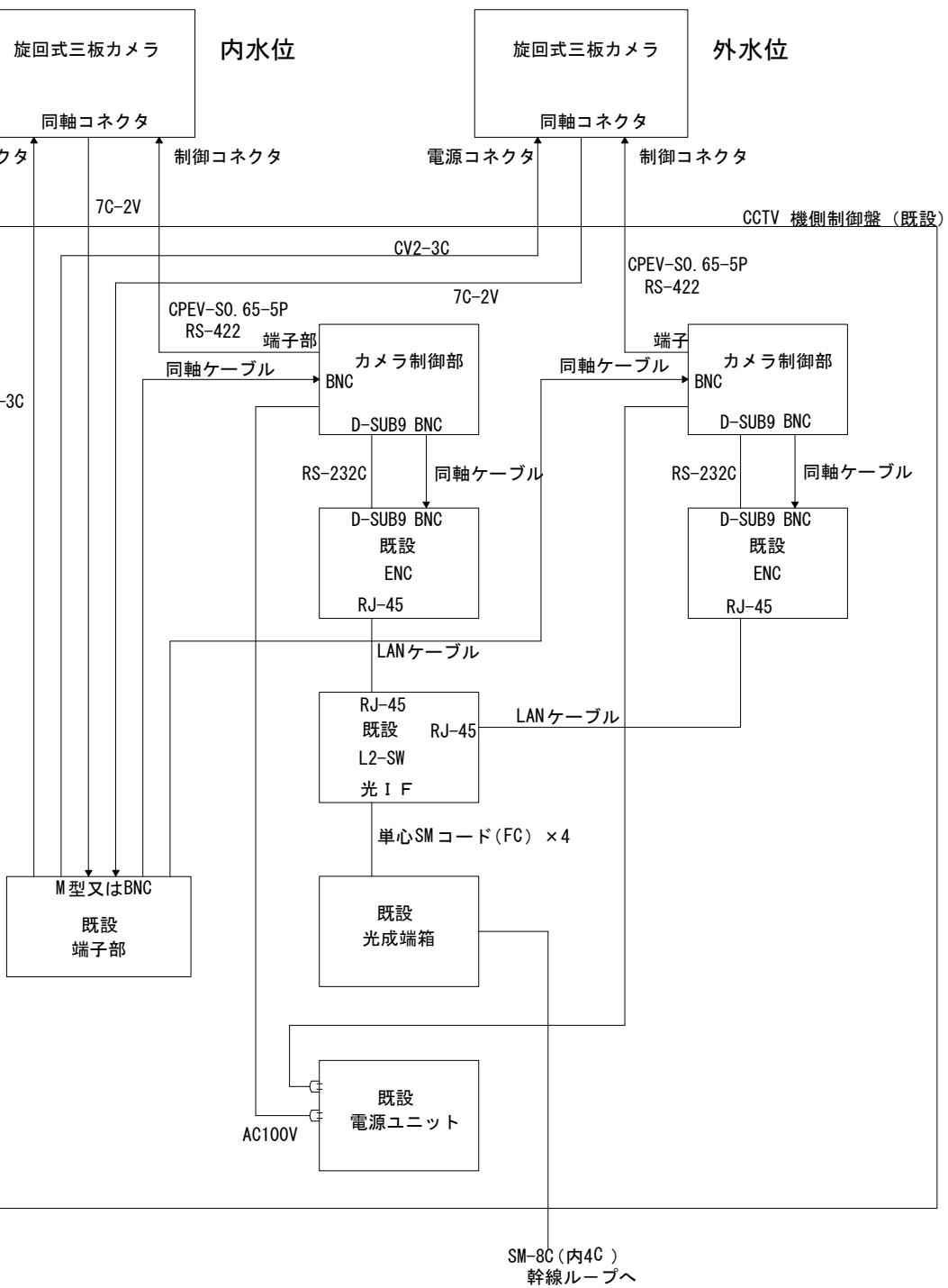
カメラ制御装置内部配置



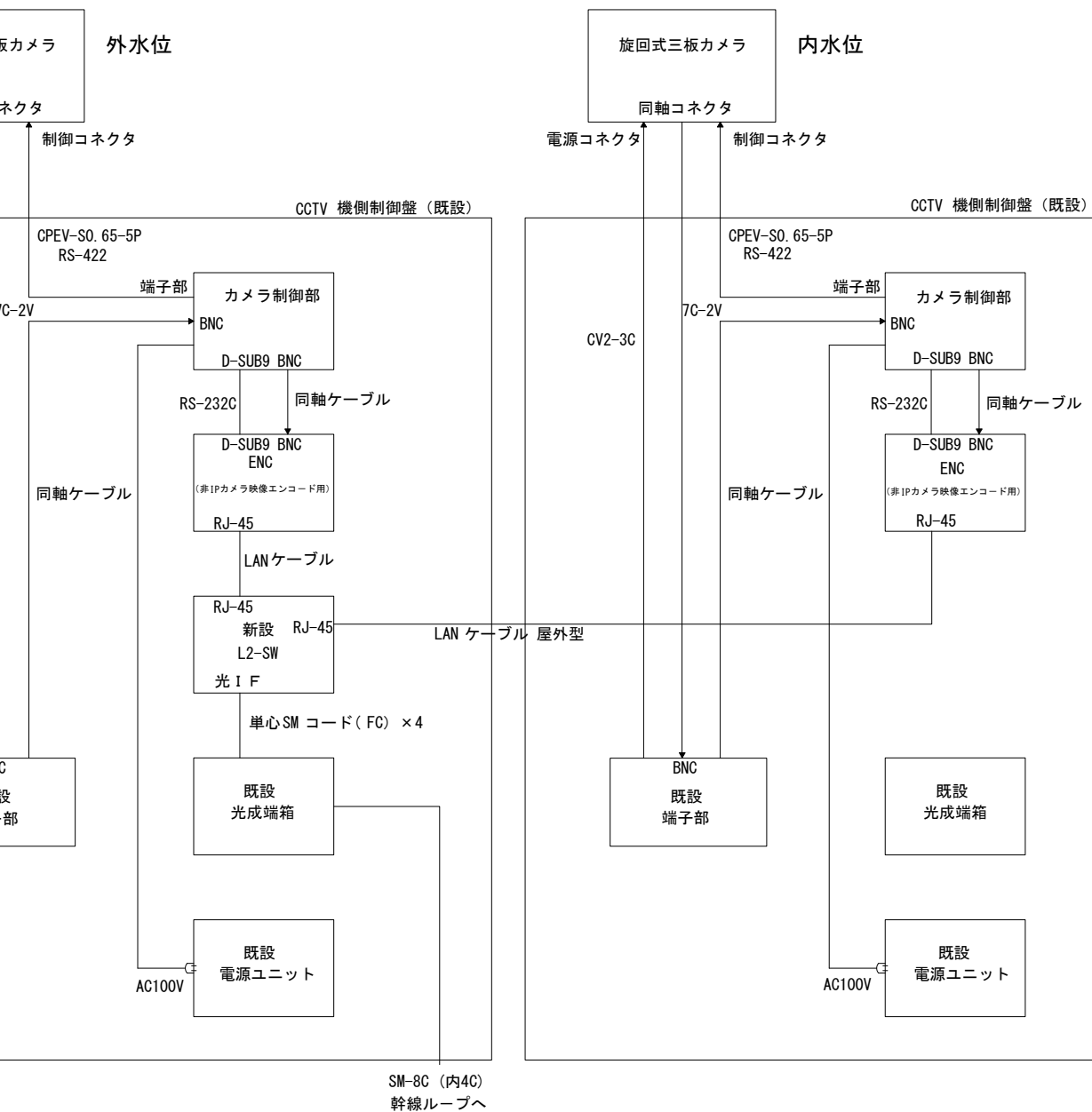




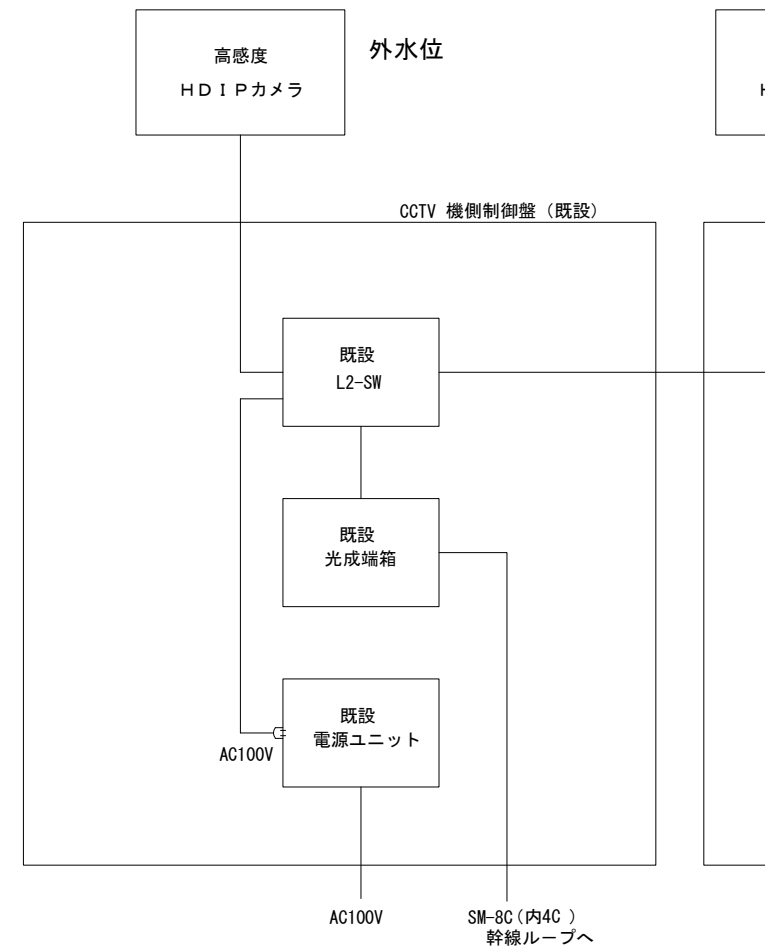


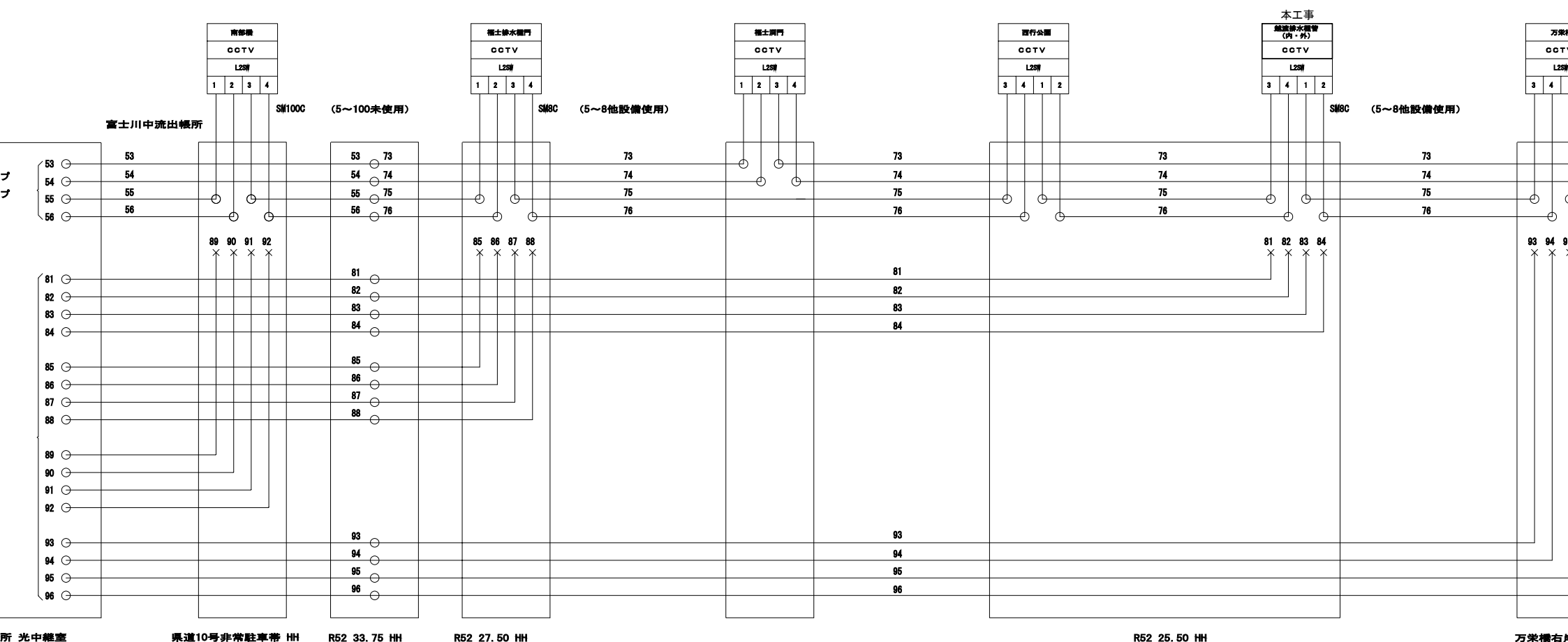


【 現状 】

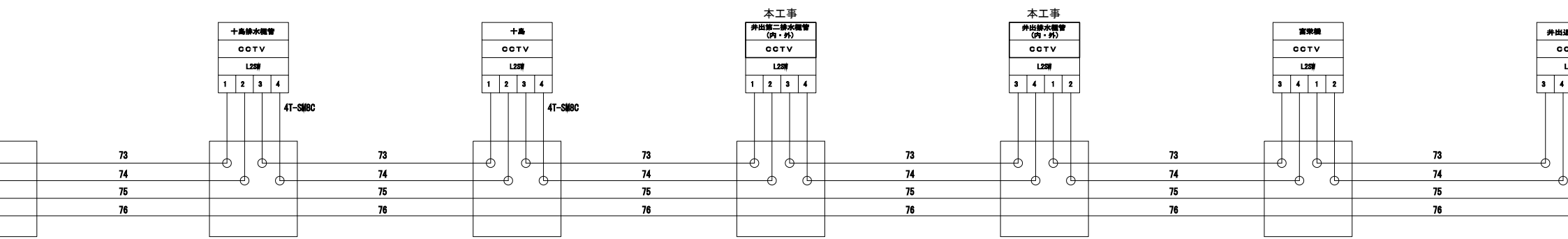


【 更新後 】





所 光中継室 県道10号非常駐車帯 HH R52 33.75 HH R52 27.50 HH R52 25.50 HH 万葉橋右岸



HH

凡 例

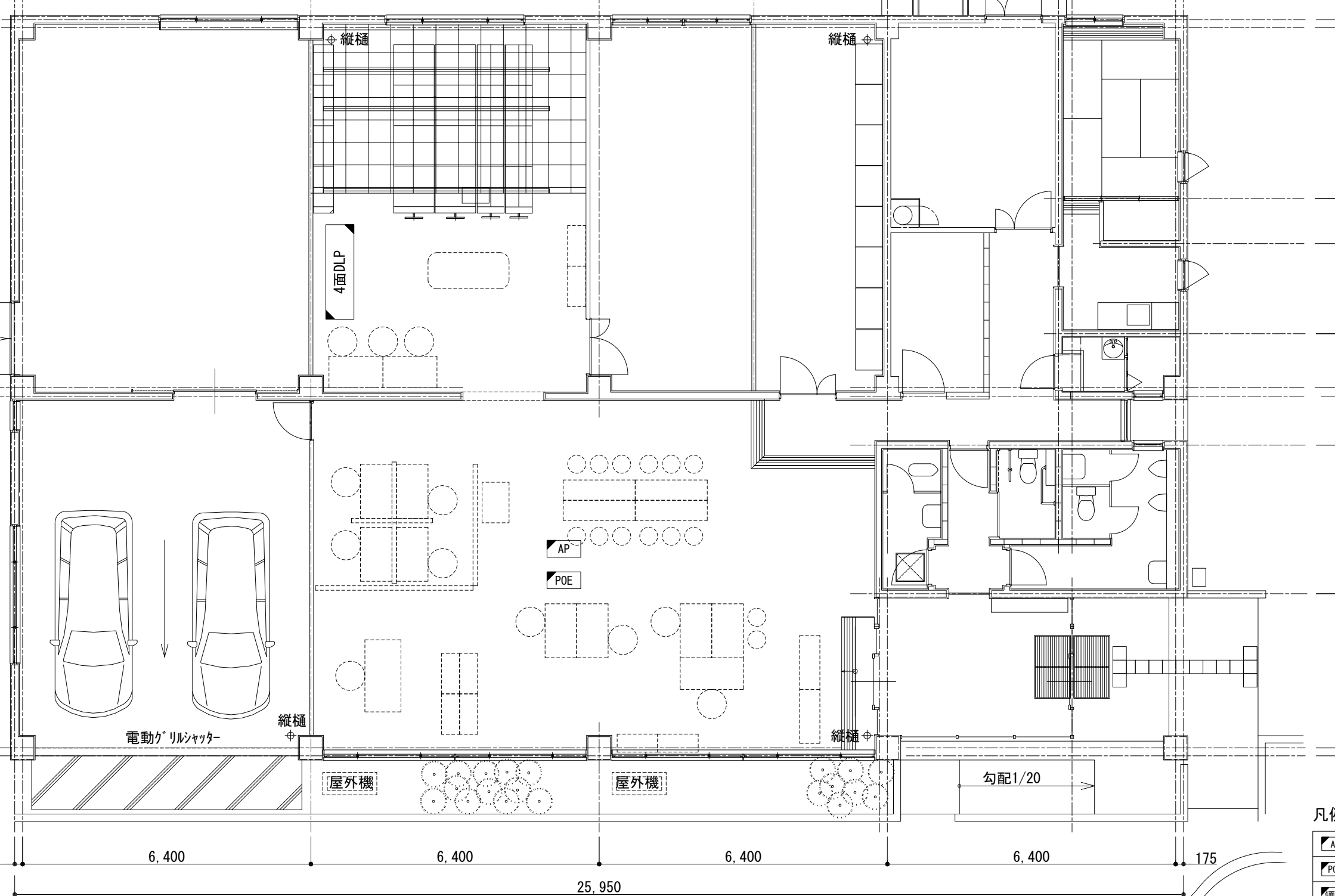
— 2 —

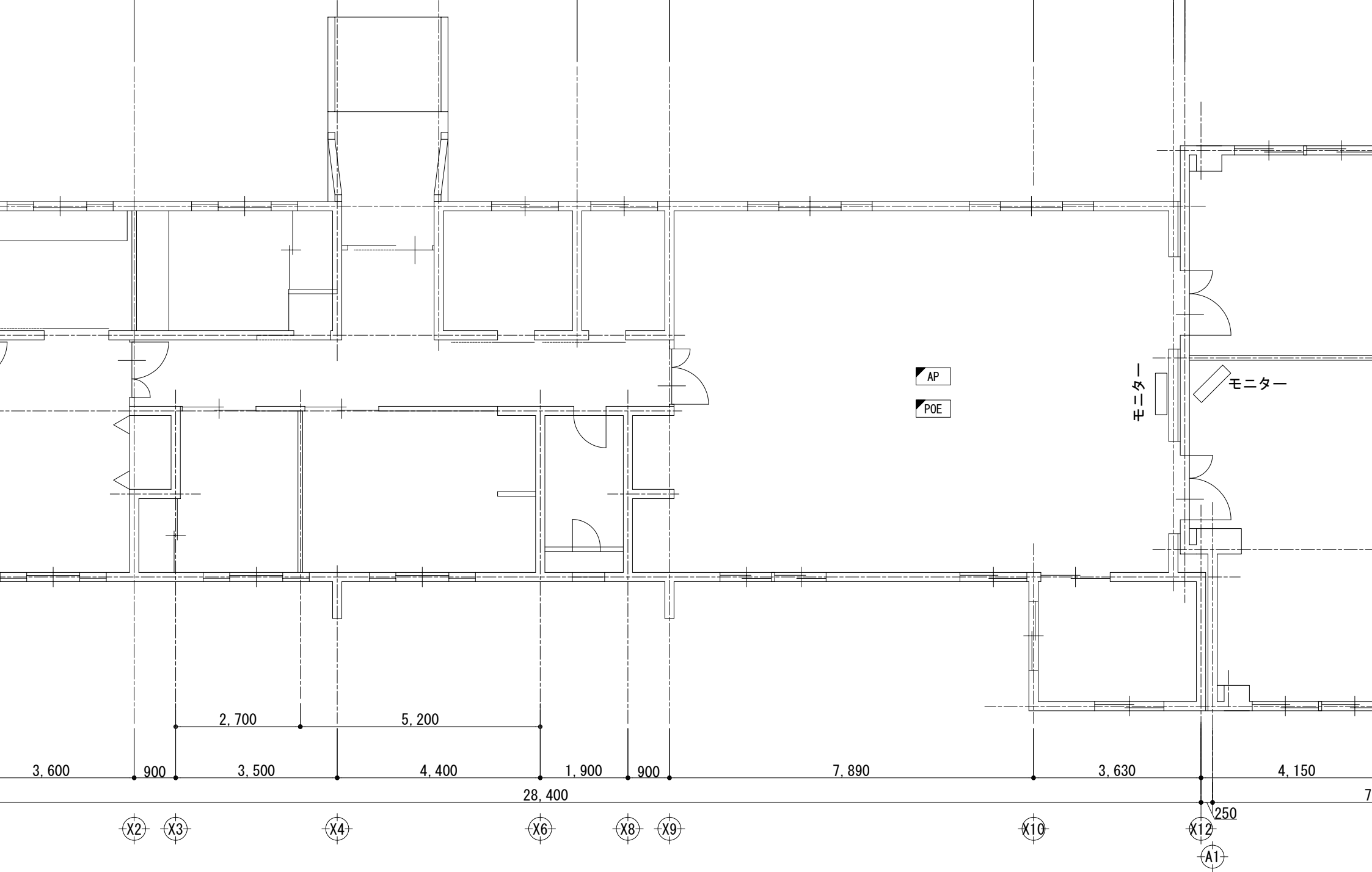
光ファイバー芯線・芯線番号（既設）

CCTV設備（太枠：本工事/細枠：既設）

R20 113.600kp

地点名・名称







27,300
(参考寸法)

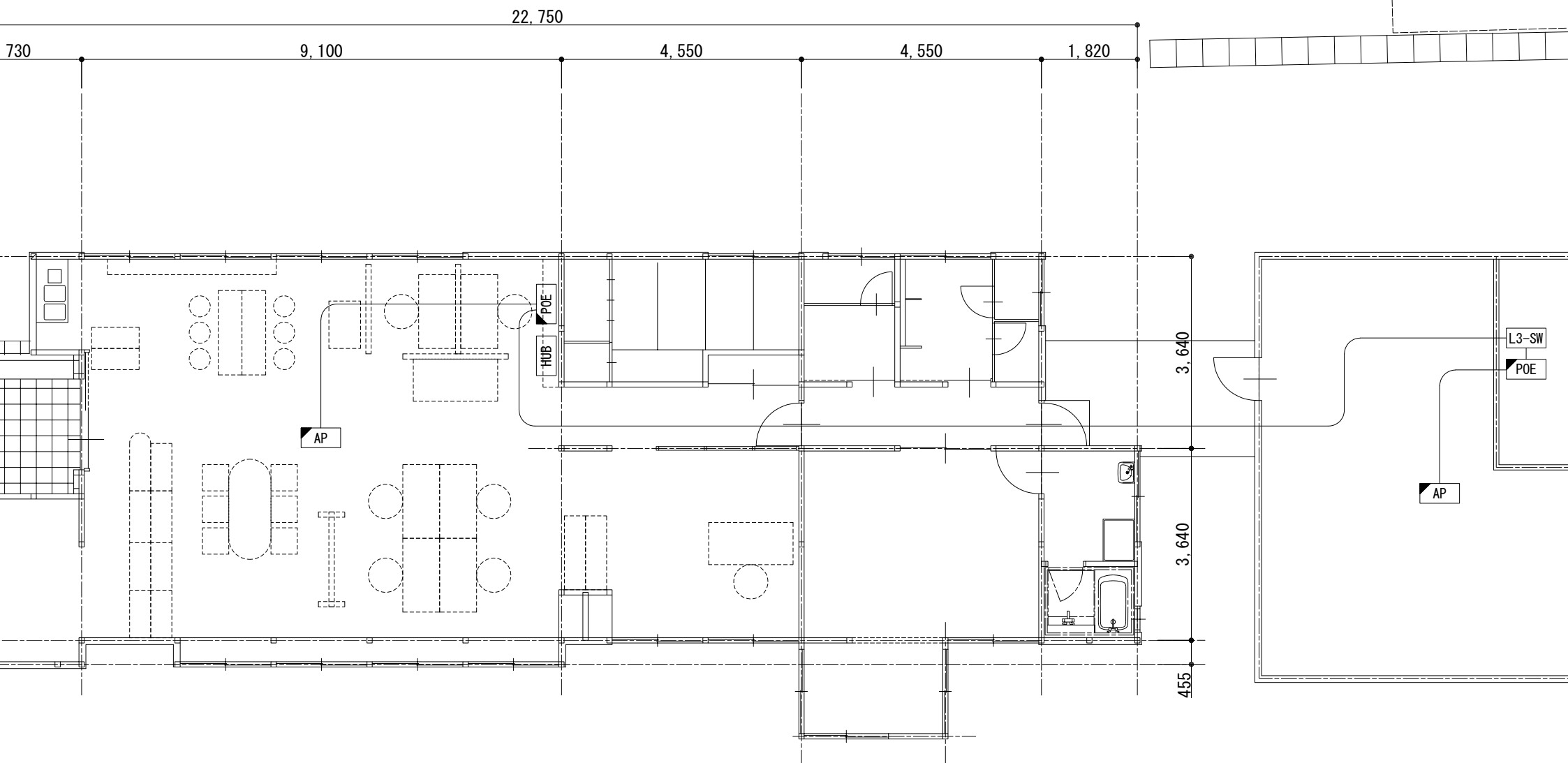
(参考寸法)

光通信機器室

面DLP

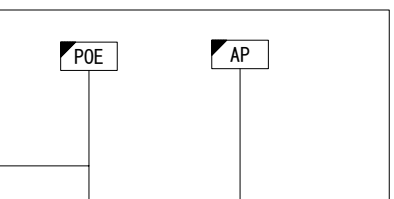
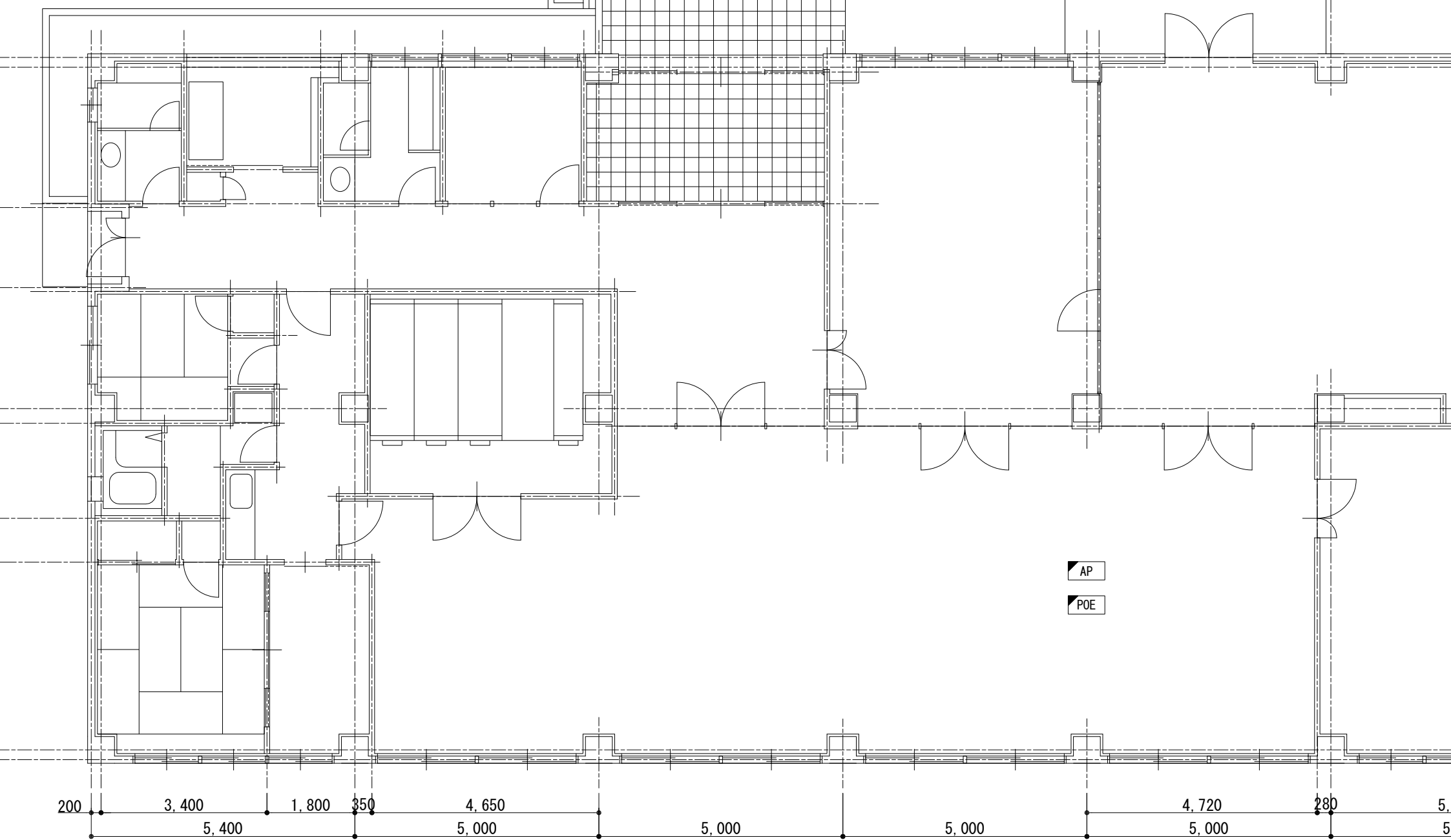
凡例

受水槽

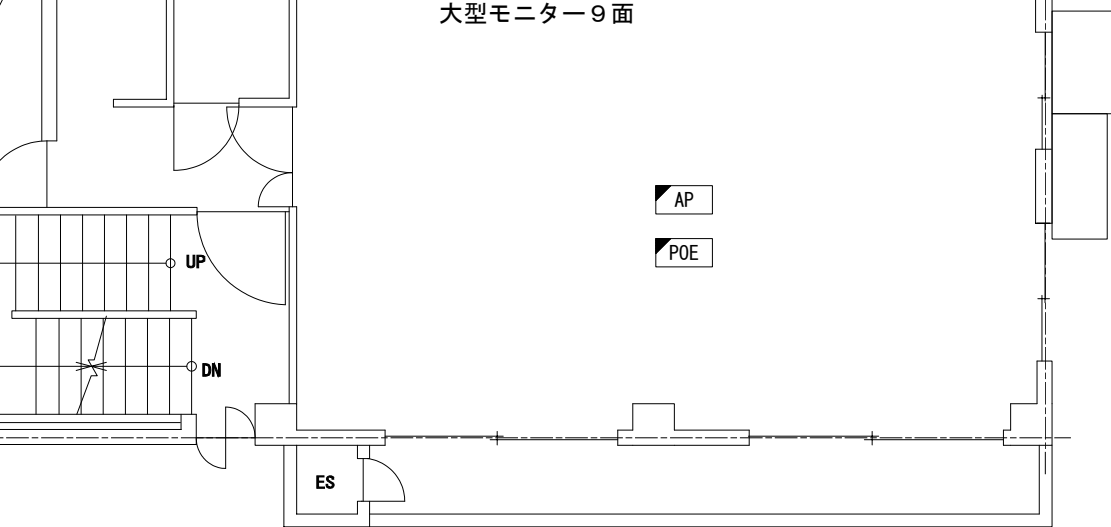


鉄塔

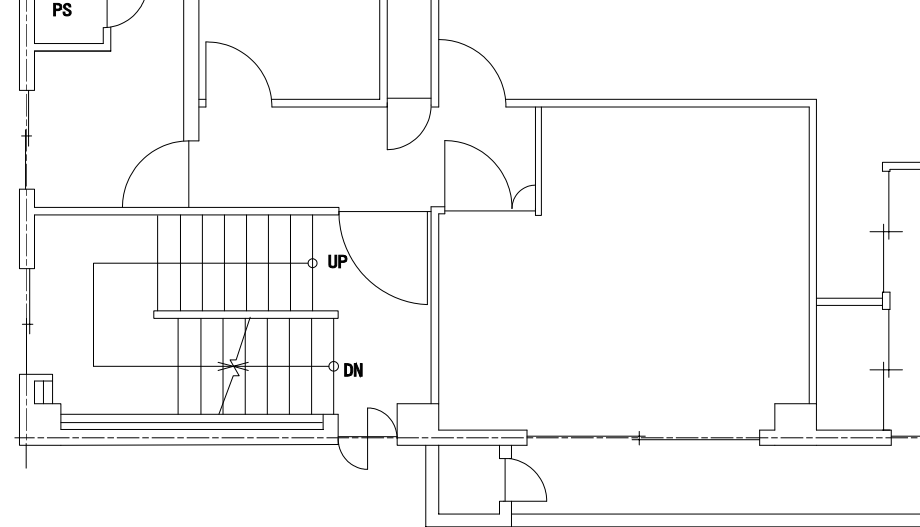
凡例



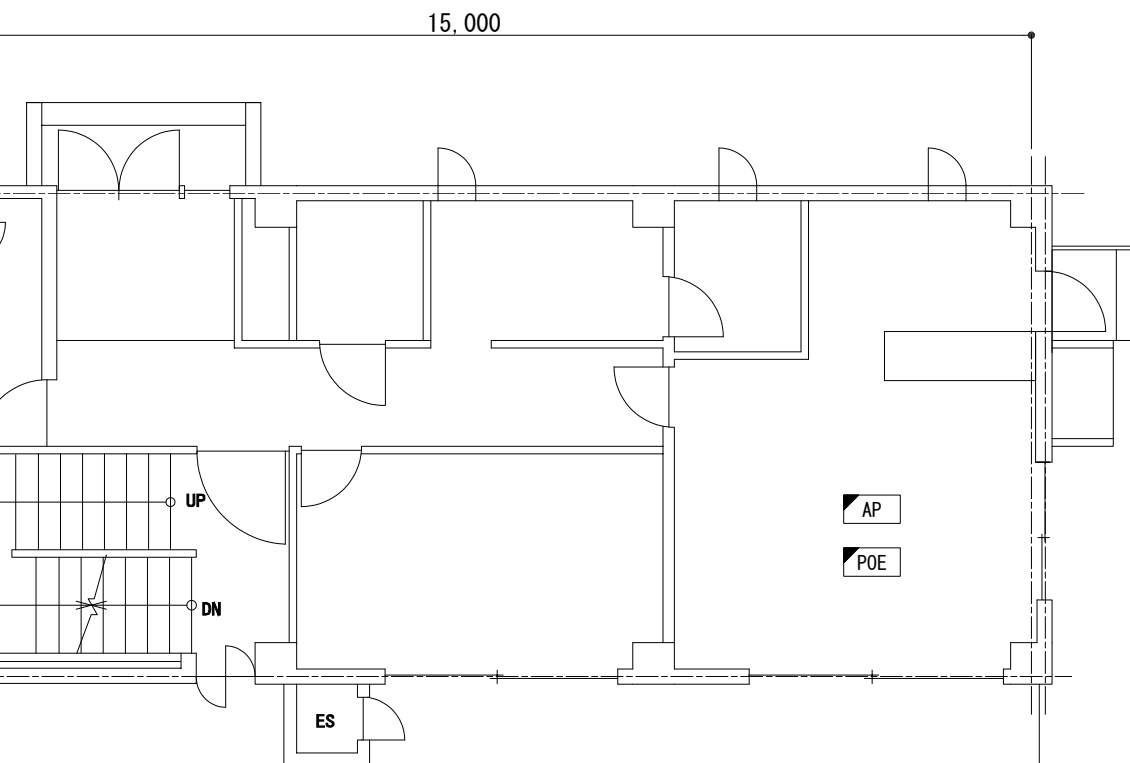
凡例

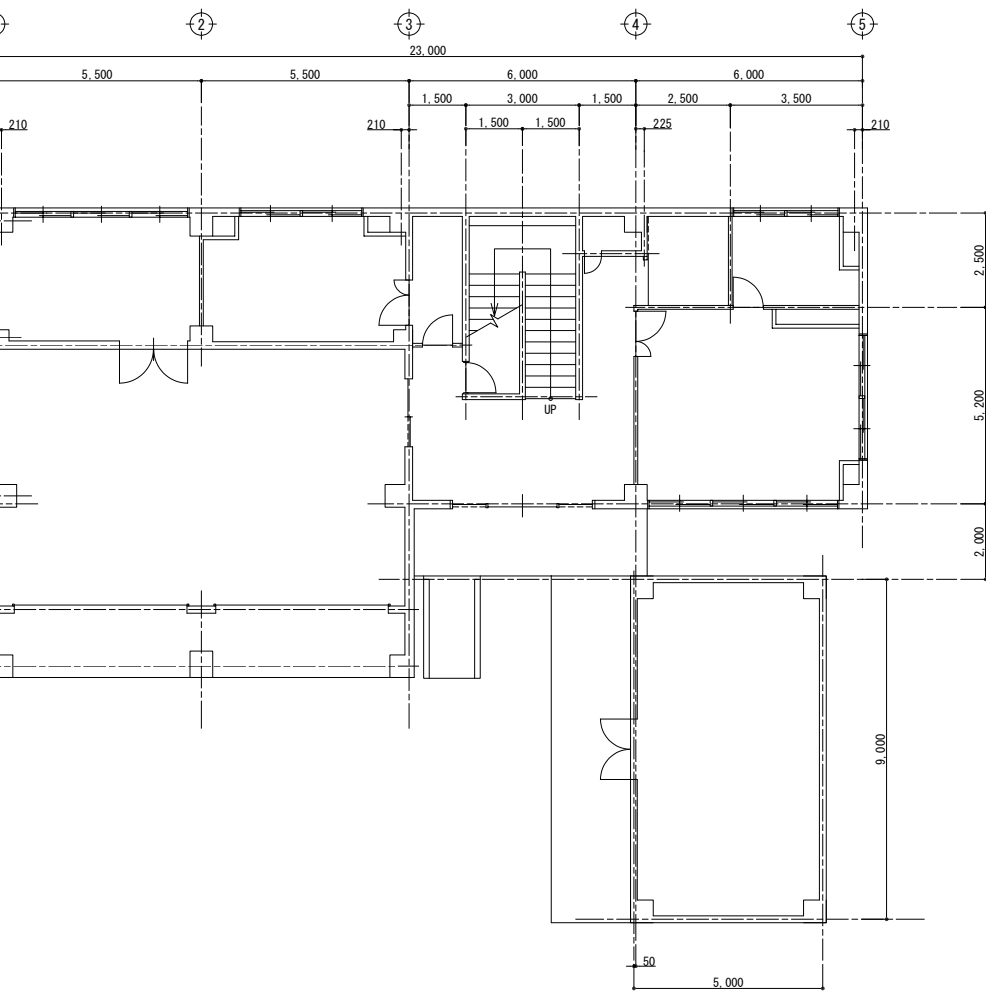


2F 平面図

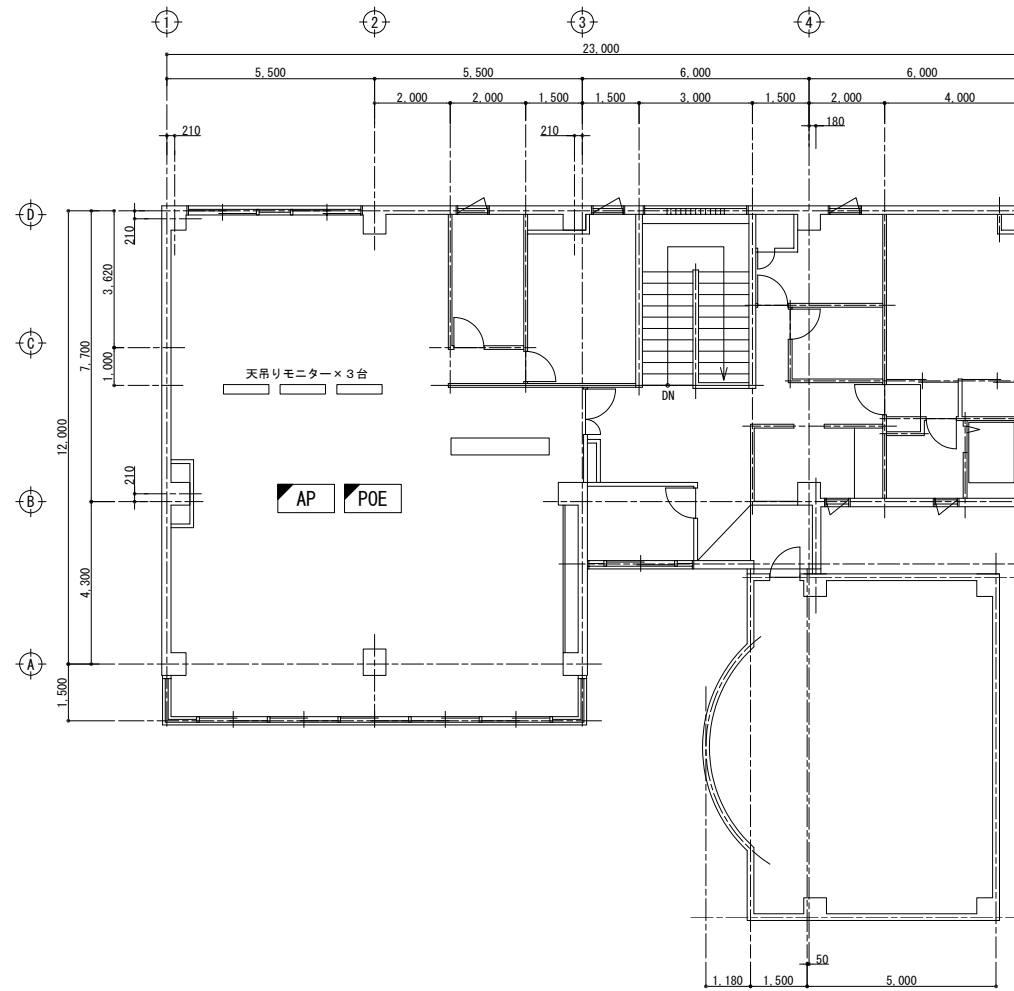


3F 平面図

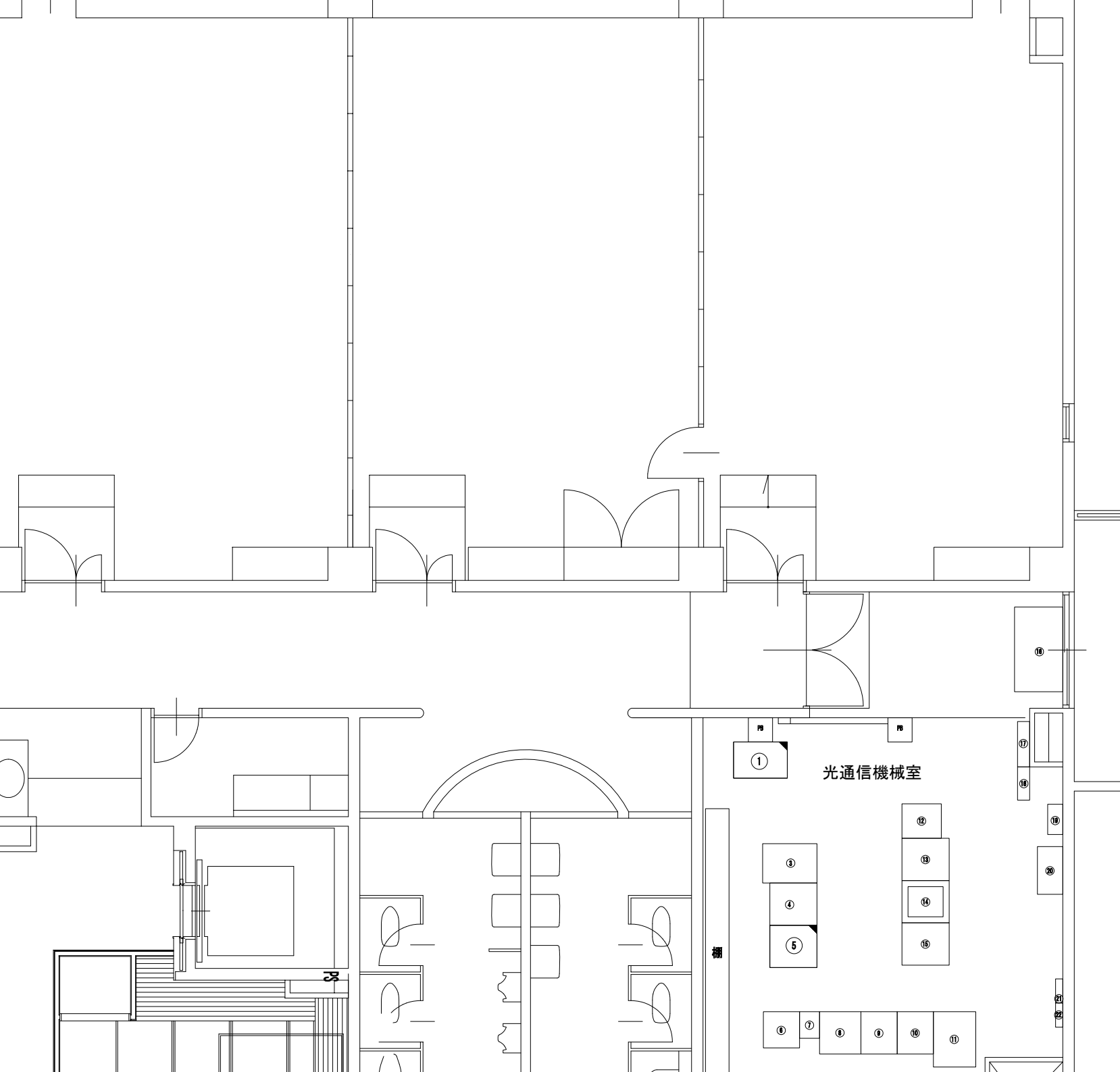




1 階平面図



2 階平面図



No.	機 器 名 称	
①	映像音声制御架（河川情報用）	河川映像系L
②	デコーダ架（河川情報用）	
③	CCTV装置架（道路、河川用）	
③	放送制御装置（サーバー架）	
④	ネットワーク監視装置	
⑤	光伝送装置（L3-SW）	道路CCTV本機
⑥	光ファイバ線路監視装置	
⑦	UPS	
⑧	伝送制御盤	
⑨	SONET甲府1	
⑩	SONET甲府2	
⑪	SONET甲府3	
⑫	音声端局装置	
⑬	道路CCTV制御架	
⑭	道路ネットワーク装置	
⑮	デコーダ架	
⑯	データ記録装置	
⑰	空調制御盤（P4-A）	
⑱	交流分電盤（NPL-4B）	
⑲	光ケーブル成端箱	
⑳	光成端箱	
㉑	UPS電源盤No. 1	
㉒	UPS電源盤No. 2	

凡例